

第1回古平町議会定例会 第1号

平成30年3月7日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 平成30年度町政執行方針並びに教育行政執行方針
- 5 議案第 1号 平成30年度古平町一般会計予算
- 6 議案第 2号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第 3号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第 4号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 9 議案第 5号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 10 議案第 6号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 11 議案第 7号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて
〔平成29年度古平町一般会計補正予算（第6号）〕
- 12 議案第 8号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第7号）
- 13 議案第 9号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第10号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第11号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第12号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 17 議案第13号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 18 議案第14号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 19 議案第15号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 20 議案第16号 古平町課設置条例等の一部を改正する条例案
- 21 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 22 議案第18号 古平町土地開発基金条例を廃止する条例案
- 23 議案第19号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 24 議案第20号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について
- 25 陳情第 1号 「生活保護費の一方的減額に関する要望意見書」（案）採択を求める陳情書
- 26 陳情第 2号 「カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書」（案）

採択を求める陳情書

27 陳情第 3号 「過労死を本気でなくす労働法制の抜本改革を求める意見書」 (案) 採
択を求める陳情書

○出席議員 (10名)

議長10番	逢見輝	続君	1番	木村輔	宏君
2番	堀	清君	3番	真貝政	昭君
4番	岩間修	身君	5番	寶福勝	哉君
6番	池田範	彦君	7番	山口明	生君
8番	高野俊	和君	9番	工藤澄	男君

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町	長	貞村英	之君
副町	長	佐藤昌	紀君
教	育	成田昭	彦君
総務課	長	松尾貴	光君
企画課	長	細川正	善君
財政課	長	三浦史	洋君
民生課	長	五十嵐	満美君
保健福祉課	長	和泉康	子君
産業課	長	宮田誠	市君
建設水道課	長	高野龍	治君
会計管理者		藤田克	禎君
教育次	長	白岩	豊君
総務係	長	澤口達	真君
財政係	長	人見完	至君

○出席事務局職員

事務局	長	本間克	昭君
議事係	長	小澤浩	二君

開会 午前10時00分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして出席状況について報告申し上げます。
ただいま議員10名が出席されております。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** おはようございます。
ただいま事務局長報告のとおり10名の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
ただいまから平成30年第1回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3番、真貝議員及び4番、岩間議員のご兩名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（逢見輝統君）** ここで、去る3月1日及び本日開催された議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

○**議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る3月1日及び本日開催いたしました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月8日から14日までの8日間とするものです。ただし、3月8日は都合により会議時間を午後1時30分に繰り下げ、12日、13日は予算審査特別委員会開催のため休会といたします。

次に、議事の進行でございますが、初めに新年度予算の審議から説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することにいたします。予算審査特別委員会の審議方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出は款ごとに区切って質疑を行います。特別会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、一般会計につきましては、歳入歳出の質疑が終了した後再度歳入歳出一括で質疑を許すものとします。ただし、質問件数は2件までとします。質疑は一問一答で継続して質問し、ほかの人に移ったときは再質問はできないこととなります。委員会では討論を省略することにします。また、採決については全会計一括で採決する運びといたします。本会議での質疑につきましては、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略いたします。また、討論、採決については各会計ごとに行うことといたします。

次に、総括質問についてご説明いたします。総括質問は一問一答形式で継続して質問を行い、ほかの人に移ったときは再質問できないこととなります。また、総括質問は基本的に町長に対する質問と教育長に対する質問を分けて許可しておりますが、双方関連する質問の場合は議長が状況を見て許可するものとします。なお、総括質問で質問される方は町長に対する質問が終わりましたら続けて教育長に対する質問を行うこととし、町長と教育長に対する質問と答弁を合わせて30分をめぐといたします。質問が25分の経過後は、目安として議長席に黄色の目印を立てます。

それから、予算審査特別委員会と総括質問は一問一答で行いますが、一問一答でありながら一度に数項目にわたって質問をする傾向が共通して見受けられます。質問項目に関連性がある場合を除き、一問一答の原則を守っていただきますようお願い申し上げます。

次に、一般質問についてご説明いたします。一般質問も一問一答方式で行いますが、質問回数は1件3回で、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返して行ってください。議長と予算審査特別委員長におかれましても、その点よろしくご配慮いただきたいと思っております。

次に、3件上がっております陳情でございますが、陳情第1号については総務文教常任委員会に、陳情第2号については産業建設常任委員会に付託することとし、陳情第3号については委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月7日から3月14日までの8日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月7日から3月14日までの8日間に決定いたしました。

お諮りします。3月12日と13日は予算審査特別委員会開催のため休会としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、3月12日、13日は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成29年度12月分、1月分、2月分の例月出納検査結果、平成30年北しりべし廃棄

物処理広域連合議会第1回定例会議決結果、平成30年北後志衛生施設組合議会第1回定例会議決結果、平成30年北後志消防組合議会第1回定例会議決結果、平成30年第1回後志広域連合議会定例会議決結果の5件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 平成30年度町政執行方針並びに教育行政執行方針

○議長（逢見輝統君） それでは、日程第4、平成30年度町政執行方針並びに教育行政執行方針に入ります。

最初に、平成30年度町政執行方針について、町長、どうぞ。

○町長（貞村英之君） 1 はじめに

平成30年第1回古平町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げます。

私が町長に就任以来、既に8か月の時が流れました。瞬く間に過ぎたこの日々の中で、古平町の現状と課題について把握に努め、責任がいかにかに重いものであるかを強く感じているところでございます。

本来であれば、平成29年度から政策的な予算を追加し、町政の梶取りにあたるどころですが、就任時には既に過去最高額となる予算が編成されておりました。

私は、財政状況を危惧し、財政シミュレーションを行った結果、平成34年度には基金が底をつく深刻な状況が推計され、事務事業の縮小、凍結や延期など大変重く厳しい判断を行わざるを得ない状況での船出となりました。

平成28年の古平町の経済状況は、生産年齢人口一人当たりの個人町民税所得割の課税標準額が全道最下位、言い換えますと「北海道で一番貧しいまち」になっています。

また、この課税標準額を10年前の平成19年と比較した結果、減少したのは、全道179市町村中、古平町と特殊事情が発生した浦臼町の2町となっています。

現在、古平町は、これまで経験したことのない、経済危機及び人口減少、少子高齢化の危機に直面し、地域の活力低下や中心市街地の衰退により、まちなかの賑わいを喪失しています。

しかし、当町はこれまで、様々な危機にあっても、たゆまぬ努力と向上心、そして果敢な挑戦によって新しい時代を切り拓いてきました。

今年は北海道と命名されてから150年の節目、古平町におきましても150年を迎える節目となります。

将来へ確かな展望を持ち、危機を乗り越え、より豊かな古平町を築き上げ、次なる世代へ引き継いでいくため、「危機突破・未来創造」を町政の最重要課題として取り組みを進めてまいります。

また、財政基盤の弱い古平町が、将来にわたり健全で持続可能な行財政運営を図るため、最小の経費で最大の効果をあげるよう、まちづくりを進めてまいります。

2 重点施策

(1) 中心市街地活性化・まちなか賑わい再生について

まちなかの再生と「コンパクトシティ」・プラス・「ネットワーク」のまちづくりとして、老朽化した役場庁舎と文化会館の改築を契機に、中心市街地の都市構造を再構築し、まちなかの賑わい再生をめざします。

平成30年度は、中心市街地活性化法に基づく基本計画、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画、都市計画法に基づく都市マスタープランなどを町民の皆様のご意見を十分に頂きながら策定、見直しを行い、古平町の将来像を具体的に示したいと考えています。

(2) 産業の振興と地域経済の再生について

地域経済の原動力である、漁業と水産加工業の持続的な発展なくして、古平町の経済危機突破はございません。

地域に根ざした事業活動を継続していけるよう、経営体質の強化を図り、地域経済の再生をめざします。

漁業では、主要魚種のホッケ・タラ・ニシンなどが軒並み漁獲量を減らしており、価格の下落にも歯止めがかかっておりません。減少傾向にある漁業生産量の安定化を図るため、漁業者と連携を図りながら、海域の特性に合った沿岸漁業の振興に取り組みます。

水産加工業では、経営体質の強化をはじめ、販路の拡大や新製品の開発についての支援や水産加工品のPRを積極的に行い、水産加工業の更なる発展に取り組みます。

また、地域の資源を生かした6次産業化などによる付加価値の向上に努め、新たな市場の開拓を通じ地域経済の再生に取り組みます。

(3) 地域・未来を担う人づくり

今、世界は日々刻々と変化を続けており、想像もしていなかったことが現実となるなど、先を見通すことが大変難しい時代となっております。

経済や社会が大きく変化する中で、地域を支えるのは人であり、地域の発展は人づくりにかかっていると考えております。

この古平町をもっと豊かにしたい、地域に貢献したいといった高い志を持った、地域に根ざした産業の担い手となる人材や地域づくり活動をリードする人材、未来の古平町を担う人材の育成に取り組んでまいります。

3 主要施策

(役場庁舎等建設事業について)。

役場庁舎建設の根幹となる基本設計については、皆様ご承知のとおり受託した業者の業務体制が整わないことから、昨年11月に契約解除し、当初のスケジュールから大きく遅れる状況となっております。

現在、基本設計を作成の際に必要な事項について調査検討を行い、財源確保の際に必要な立地適正化計画、中心市街地活性化基本計画、地球温暖化対策実行計画などの策定事業を行っています。

また、発注方法については、他自治体においても検討され、取り入れられている自治体もありますが、デザインビルド方式や設計施工一括発注方式など、従来から行ってきました設計施工分離方

式以外の発注方法についても調査研究検討等を行っています。

今後のスケジュールや事業内容については、平成30年度における国の各種補助制度の内容を十分精査し、平成30年第2回定例会までには、方向性を示したいと考えています。

(古平町150年事業について)

古平町150年を、町民の皆さんの古平町への誇りや一体感を高め、夢や希望、期待を持ち続けることができる未来創造の契機として、「祝う」をテーマとした記念式典や植樹祭の開催、「創る」をテーマとした、たらこを使用した新ご当地グルメ、町内で栽培した酒造好適米と町内の天然水を使用した地酒の醸造、「知る」をテーマとしたフォトコンテストやPR動画の作成など、実行委員会を組織し様々な取り組みを展開してまいります。

また、古平町150年みらい創造事業として、未来を担う人づくり、中心市街地まちなか再生事業などの取り組みも進めてまいります。

(まち・ひと・しごと創生総合戦略について)

平成27年度から平成31年度までを計画期間とする、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、事業開始から3年が経過しました。

社会経済状況の変化や費用対効果を点検するため、事業評価を実施し、その結果と財政状況等を踏まえ必要な見直しを行ってまいります。

(行財政構造改革の推進について)

地方交付税の段階的縮減が続く中、健全で将来にわたり持続可能な行財政運営の基盤をつくるため、引き続き事務事業の分野横断的な点検を行い、行財政構造改革の取り組みを推進します。

また、総合計画については、地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。現計画は平成32年度までであることから、町の最上位計画としてのあり方を平成30年度に検討してまいります。

(地域公共交通網形成計画について)

町民にとって利便性の高い公共交通体系を構築するため、平成30年度に地域公共交通活性化法に基づき「地域公共交通網形成計画」を策定いたします。

この計画では、減便提案がされている路線バス「積丹線」の生産性向上策や、町内をくまなく運行しているコミュニティバスの効率的な運行など、公共交通のあり方を検討します。

計画の策定にあたっては、関係機関や公共交通の利用者などをメンバーとする協議会を設立し、現状分析や町民ニーズを調査しながら進めていきたいと考えています。

(マイキープラットホーム事業について)

各個人のクレジットカード等に貯まった、あるいは利用していないポイントを自治体ポイントへ変換して、各地域で使用できるようにするマイキープラットホーム事業を新たに実施いたします。

総務省が地域経済の活性化を目指し始めた制度ですが、町内業者が「めいぶつチョイス」という通販サイトに参加し販売することや、町内店舗で観光客等が自治体ポイントを利用して購入できる環境を整備してまいります。

(ふるさと納税について)

「ふるさと納税」であります。1月末で4億4,118万円と対前年同期比マイナス4.7%となっております。1月から昨年4月の総務大臣通知に従い、贈呈品の割合を寄付金の3割程度に見直したところ、同月だけでは対前年同期比74%減と激減したところです。

平成30年度は、寄付額が単に多い、少ないという視点ではなく、制度本来の主旨である、寄付金をどのような施策に活用したのかをPRすることや、古平町を応援したくなるような施策の充実を図り、寄付者の賛同を得られるように進めてまいります。

(防災対策について)

安心・安全で住みよいまちに資するための防災対策であります。これまでの防災訓練では、洪水や津波、土砂災害と様々な場面を設定し、町民のみなさまが避難所へ避難する手順確認を主な目的に実施してきました。

平成30年度につきましては、避難した後の避難所体験や職員の避難所運営訓練を実施したいと考えています。

また、平成29年度に改訂した「防災ハンドブック」を今月末に全戸配布いたします。各災害における危険箇所や避難場所を周知するとともに、災害時の大原則である、自分の身は自分で守るという「自助」の精神を町民の皆様に浸透するよう進めてまいります。

(火葬場建設事業について)

現在の火葬場につきましては、昭和49年に建設し築43年が経過し定期的に保守点検や修繕を行いながら使用しております。年間の火葬件数は約60件で推移しており、現状の利用形態を基に、平成29年度基本設計を実施しました。

基本設計では、都市計画の変更を要しない現地での建て替えを基本に、華やかな装飾は行わず、シンプルでコンパクトな設計としたところでございます。

平成30年度においては、周辺の環境を考慮しながら実施設計を進めてまいります。

(保健予防対策について)

町民の皆さまが安心して日常生活を送っていただくため、乳幼児健診や妊婦検診をはじめ、基本・特定検診や各種がん検診事業を実施するとともに、基本・特定検診の対象年齢を19歳に引き下げ町単独施策についても継続して実施してまいります。

また、健診受診向上対策として実施しております個別健診については、未受診者への個別勧奨の強化など受診率の向上を図ってまいります。

予防接種事業につきましては、ロタウイルスワクチンや高齢者肺炎球菌ワクチンなどの任意予防接種を引き続き推進してまいります。

(妊娠・出産への支援について)

少子化対策として、不妊治療については、国が平成12年度から実施している助成事業に加え、平成28年度から実施している町単独の助成制度も引続き実施することとしています。

また、平成27年7月から休止しておりました、地域周産期母子医療センター機能を併せ持つ小樽協会病院での分娩については、新年度早々に診療再開する予定となっております。

小樽・北後志の6市町村で周産期母子医療センターの機能充実を図り、地域で安心して出産でき

る環境整備のため、施設改修等に財政支援を行ってまいります。

(地域医療の推進について)

平成28年5月より診療をスタートした町立診療所も診療開始から2年を経過しようとしています。

気軽に「相談・受診」できる環境づくりと、第一次医療の提供を目的に、地域のかかりつけ医(家庭医)として町民が住み慣れた古平町で安心して生活できる運営を目指してまいります。

なお、指定管理者である医療法人恵尚会より、4月から医師2名の確保ができるとの連絡を受けておりまして、最小の経費で安定した運営と診療の体制が確保できるものと期待しております。

休止となっている入院病床の再開につきましては、医療スタッフの確保が難しいことから、極めて困難な状況となっております。

また、昨年7月より開始いたしました短期入所療養介護事業所「フレピラ」の運営については、高齢者福祉計画、介護保険事業計画等との整合性を勘案し、今後のあり方について検討してまいります。

(介護保険事業等の推進について)

平成30年度からスタートする第7期介護保険事業計画において、高齢者のニーズに応じた、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援を確保するため、包括支援センターの円滑な運営や地域支援サービスの充実を図り、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

なお、介護保険料の統一に伴う構成町村間におけるサービス資源の格差問題については、広域連合と各町村間の連携を強化しながらサービスの質の向上と標準化に努めてまいります。

また、生活支援ハウス(元気プラザ)や高齢者複合施設(ほほえみくらす)の運営をはじめ、除雪サービス事業や緊急通報事業などの継続により、高齢者福祉の増進を図ってまいります。

(障害福祉の増進について)

平成30年度からスタートする第3次障がい者基本計画、第5期障がい者福祉計画及び第1期障がい者児童福祉計画に基づきまして、共生社会の実現に向け、障がい者が地域社会で自立した生活を送ることができるよう、障がい者施策と障害福祉サービス等の更なる充実に努めてまいります。

(国民健康保険の都道府県化について)

平成30年度から国民健康保険の財政基盤の強化と効率的な運営のため、都道府県が財政運営の中心的な役割を担います。

今後は、北海道が全体の保険給付に必要な費用を推計し、各市町村の国保事業費納付金の額及び各市町村の標準的な保険料率を決定します。

古平町におきましても北海道から示された給付金額及び保険料率を基に適正な保険料率を設定してまいります。

なお、資格管理、賦課徴収の業務につきましては、これまでと変わりありません。引き続き後志広域連合と連携を密にして、きめ細かな保険事業の実施や国民健康保険税の収納対策の強化に努めてまいります。

(漁業の振興について)

「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換が必須であることに鑑み、「ウニ種苗放流事業」並びに「ヒラメ稚魚放流事業」に対し、引き続き助成をしております。

また、新規事業として、平成30年度から水産多面的機能発揮対策事業を活用した、ウニの密度管理を実施し、磯やけ対策への効果についてモニタリングを実施しております。

国の直轄事業であります古平漁港の整備でございますが、今年度は「荷さばき施設」前のマイナス3.5メートル岸壁の改良と当該岸壁背後道路の整備が計画されているところでございます。

（農業の振興について）

農業関係では、農業者の高齢化や後継者不足から農家戸数が減少しており、耕作放棄地が増加するなど、農業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

平成30年度からは、国による米の生産数量目標配分が廃止となり、米の生産者に直接交付された、米の直接支払い交付金制度も廃止となり、今後は、北海道が設定した生産数量目標配分が変わる「生産の目安」に従って生産することとなります。

古平町といたしましては、当町農業の新しい展開が必要と考え、150年事業の一環として酒造好適米の栽培を試験的に行い、生産者の所得安定への効果を検証し、今後の取り組み方などについて検討を進めます。

（林業の振興について）

森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させることを目的に「森林環境保全整備事業」として、昨年、更新伐採を実施した林道チョペタン線付近の町有林6.1ヘクタールに植林を行うほか、「未来につなぐ森づくり推進事業」として、浜町廻り渕の民有林3ヘクタールにおいて、伐採後に植林する山林所有者に対し助成をしております。

（商工業の振興について）

町内の商店を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化、日常生活圏の変化や高齢化による地元での消費購買力の減少、町外量販店による移動販売の攻勢もあって大変厳しい経営環境が続いております。

このことから、商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、過去の販売実績を考慮した助成額の適正化を図り、引き続き支援を行ってまいります。

また、中心市街地活性化基本計画の策定とあわせ、商店街などの賑わいと活性化を図る新規事業について、商工会と連携を取りながら検討してまいります。

（観光の振興について）

古平町が加盟している、北後志観光連絡協議会では、今年度開通予定の北海道横断自動車道余市インターをPRし、ドライブ観光旅行者に北後志観光ブランドの知名度アップなどを掲げており、積極的に参加しながら強化推進を図ることで観光客の増加を目指してまいります。

（住宅リフォーム支援補助等について）

住宅リフォーム支援補助は、平成25年度から5年間実施してきました。これまでの事業効果を検討した結果、平成30年度以降は、単なる修繕等ではなく国や町の施策を後押しする省エネルギーや新エネルギーの導入、耐震改修、下水道接続に限定した補助として制度の見直しを行い継続してま

います。

町内への移住者を期待して平成28年度から実施してきました、住宅取得支援補助は、この2年間で移住者は皆無のため、制度を見直す時期と判断し、新築住宅補助は廃止、空き家解消も図れる中古住宅取得に対してのみ補助を継続して進めてまいります。

(生活環境施策について)

町道の整備では、平成28年度に着手して3カ年目となる高校通線改良工事を継続し、前年の残事業となった法面の植生工を引き続き実施し本年で完了する見込みでございます。

橋りょう長寿命化修繕計画事業では、清丘1号橋修繕工事と清丘2号橋実施設計を、さらに橋りょう点検の結果に基づいた計画の見直しを予定し、道路ストック修繕事業の舗装では切削オーバーレイ240メートルを、道路附属物では道路照明の更新工事としてLED灯17基を予定しています。

河川事業では、関口の沢川防護柵更新工事を実施し、河川維持の継続事業としてチョペタン川、冷水川、丸山川の河床掘削を進めてまいります。

住宅事業では、除却が可能となった清川団地5棟10戸、清丘団地7棟14戸の解体を予定しております。

簡易水道事業では、老朽配水管の更新工事としては昭和通線を、また上町通線等では実施設計を予定し、水道メーター180個の更新を継続事業として実施してまいります。

公共下水道事業では、下水道管理センターや浜町ポンプ場において、無停電電源装置等の電気設備更新工事と監視制御設備の実施設計を予定し、さらに平成33年度からの長寿命化計画としてストックマネジメント計画の策定を予定しており、引き続き適切な管理を実施してまいります。

4 平成30年度各会計予算について

古平町の財政は、大変厳しい状況でございますことから、健全な財政を維持するために、全ての事業を分野横断的に再点検し「選択と集中」の視点に立って、予算を編成したところでございます。

一般会計の歳入についてであります。地方交付税については、平成30年度地方財政計画を勘案し積算した結果、前年度比マイナス4.5%、8,500万円減の17億8,500万円と見込みました。

ふるさと寄附金については前年度と比較してマイナス52.5%、2億4,240万円減の2億1,960万円と見込みました。

平成30年度においても、財政基盤が脆弱なため、財政調整基金及び減債基金を取り崩し、1億2,150万円の財源不足を補てんする繰り入れを行っています。

歳出につきましては、物件費がふるさと寄附への返戻経費の大幅減少などによりマイナス28.8%、2億8,316万円減の7億160万円、投資的経費が清川団地建替えの終了などでマイナス69.0%、4億7,049万円減の2億1,165万円となりました。

以上の結果、平成30年度の予算規模は、一般会計33億4,000万円、特別会計2億590万円、公営企業会計4億4,800万円、合計39億9,390万円です。

前年度と比較しますと、一般会計では、22.1%の減、特別会計では、27.2%の減、公営企業会計では、0.3%の減、全会計では、20.5%の減となりました。

5 むすび

以上、町政運営を進めるに当たっての、私の所信の一端を述べさせていただきました。

古平町を取り巻く状況、これから進む道は、決して容易なものではございませんが、先ほども述べさせていただきましたがこれまでの発展は、幾多の困難を乗り越え、果敢に挑戦した結果でございます。

古平町150年という歴史の大きな節目に、町政運営を担う責任の重さに思いを新たにして、より豊かな地域に築き上げ、次なる世代へ引き継いでいかなければなりません。

私は、町民のみなさまとともに、直面する課題に挑み、将来にわたって輝きつづける古平町の実現に向けて力づく踏み出して行く決意でございます。

町民のみなさま、町議会のみなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして私の執行方針とさせていただきます。

○議長（逢見輝統君） 以上で町政執行方針を終わります。

次に、教育行政執行方針について、教育長、どうぞ。

○教育長（成田昭彦君） 平成30年第1回定例会の開会にあたり、所管する教育行政の主要な執行方針について申し上げます。

今日、教育を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、情報化等の社会経済の変化を背景とし、人間関係や地縁的なつながりが希薄になり、地域の教育力や家庭の教育力の低下が叫ばれております。

学校教育におきましても、学力や体力の向上は最重要課題でありますし、いじめや不登校、自殺、親による幼児虐待等々、教育界を取り巻く環境は多くの問題を抱えております。

こうした問題を解消するためには、常に危機管理意識を持って、一連の取り組みを、教育行政側と学校現場、更には家庭・地域が共通理解に立って意思疎通を図り、必要な情報の収集を積極的に進め、得た情報を共有しながら諸問題の早期発見・早期解決に努めていかなければなりません。

本町では、「すべては子どもたちのために」を小中共通の基盤として、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの健全育成に取り組んでいるところでありますが、更なる連携協力を推進していかなければなりません。

学習指導要領では教育課程の一般方針として「児童生徒に生きる力を育むことを目指し」と記述されているように、「生きる力」は小中学校のあらゆる教育活動を束ねる目標概念として示されていることから、児童生徒一人ひとりが自ら学び、自ら考える力を養い、将来においてその可能性を開花させ、みずからの人生を幸福に過ごすことができるよう、自分で課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力（知育）、自らを律しつつ他人とともに協議し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性（徳育）、たくましく生きるための健康や体力（体力）の、知・徳・体をバランスよく育み、変化の激しい社会を生き抜く力を身につけ、ますますグローバル化する社会の中で、どう生きていけばよいのかという自立していくための力を身につけさせる指導を求めていかなければなりません。

保護者や地域から信頼される学校教育の充実を図るため、教職員の資質向上に努め、経営参画意識を持って学校、学級経営に携わり、子どもたちにとって「良さを認められ、居心地がよく、安心

し、自信を持って活動できる学校」、保護者にとって「愛情を持ち親身になって子どもに接してくれ、子どものよさを引き出し、伸ばしてくれる学校」、教職員にとって「働く喜びと自己が高まる喜びがある学校」を目指した教育活動を推進していけるよう、小中学校9年間を見通して、教育委員会と学校が一体となって取り組める環境づくりに努めていかなければなりません。

また、生涯学習の推進については、近年、国際化、情報化、少子高齢化、余暇時間の増大など、社会を取り巻く状況の変化は著しく、価値観の多様化、生活意識の変化等が目まぐるしく進化、細分化してきています。これらの変化に対応するためにも、より一層、生涯学習の推進を図っていかなければなりません。

町民一人ひとりが心豊かでたくましく、生涯を通じた学習活動を行えるように、第3次古平町社会教育中期計画（平成25年度～29年度）に基づき、「健やかで心豊かな人づくりと、生涯学習による活力あるまちづくりを目指す社会教育の推進」を基本方針として施策を推進してまいりましたが、新たに第4次社会教育中期計画（平成30年度～34年度）の策定について社会教育委員会に諮問しておりますが、この3月末に答申いただく運びとなっております。それらを参考にしながら、今後5ケ年の本町の社会教育の指針を定め、更なる充実した取り組みを推進していかなければなりません。

本来ですと所管する、「学校教育」、「生涯学習、スポーツ」それぞれの具体的な取り組みについて申し述べるところでございますが、4月から新教育長が就任することや、先に申し述べた第4次社会教育中期計画の策定委員会からの答申を待って具体的な内容等について新たな体制で推進を図っていくよう、1月開催の定例教育委員会において協議、決定されたので、本年度の執行方針については、それぞれの課題等について申し上げます。

学校教育関係では、「読むこと・書くこと・計算ができること」などの基礎的、基本的な知識を身につけさせるのはもちろん、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、問題を解決するという社会人として生き抜く力を育ていけるような確かな学力を身につけさせることが重要であります。

そういった中で、小学校においては、平成30年度から平成31年度までの期間が平成32年度から実施される新学習指導要領への移行期間となることを踏まえ、移行措置に関する規定が追加されたところあります。

特に、授業時数や内容が増える外国語活動については、移行措置の内容等について十分に理解を深め、全面実施までの2年間を見通した中で移行期間中の教育課程を編成していかなければなりません。基本的な考え方として、移行措置では、外国語活動（3、4学年）及び外国語科（5、6学年）の内容の一部を加えて必ず取り扱うこととなることから、これに伴い、3年生から6年生までの総授業時数がそれぞれ年間35単位時間ずつ増加され、その扱いについては、各学校の判断により、移行期間中に新学習指導要領に規定される授業時数及び内容を指導することが可能であり、それらの実施について学校側の意見を尊重しながら積極的に取り進めていかなければなりません。

2点目は、平成27年4月に文部科学大臣より中央教育審議会に対し諮問のあった「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」の答申が同年12月になされ、社会情勢の変化や教育改革の動向等を踏まえたコミュニティ・スクールの

在り方や、今後全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための総合的な方策、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置や地域の人的ネットワークを広げ地域課題解決や地域振興の主体となる仕組みづくりを推進していかなければなりません。

また、コミュニティ・スクールの制度的位置付けが任意設置から設置の努力義務に改正されたことから、教育委員会が積極的にコミュニティ・スクールの設置の促進に努め、地域住民や保護者の参画意識を高め、「地域とともにある学校づくり」を目指していかなければなりません。

また、特別支援教育においては、障害者差別解消法の施行に伴い、インクルーシブ教育システムの構築が叫ばれていることから、障がい児も含めてすべての子どもたちが地域の普通学級で学ぶことを原則としながら、希望により特別支援学校・特別支援学級への就学が認められることから、関係機関との連携を図った指導・支援に向けた取り組みを推進していかなければなりません。

3点目は、「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づき、条例施行の日から起算して3年目を目途として、国の法制度の動向を踏まえて必要な措置を講じるものとされていることから、平成29年度中に「北海道いじめ防止基本方針」の改定が予定されております。後志においても、管内におけるいじめ、不登校等、生徒指導上の諸問題への対策を推進するため、各機関の取り組みや連携の在り方などについて協議を行っており、本年度の重点を確認するとともに、具体的な取り組みについて示されることから、それらを参考にしながら、小中学校においてはそれぞれの、「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行い、教育委員会としても学校設置者として、学校に対し必要な指導や助言又は援助を行うなど、学校と一体となって子どもの問題行動の未然防止に努めていけるような体制づくりを推進していかなければなりません。

冒頭申し述べたとおり、子どもたちが、これからの社会を生きていくためには、「知」・「徳」・「体」、全てにおいてバランスよく育まれる教育が重要であり、「生きる力」とは、変動の激しい社会の中で、どう生きていけばよいのかという自立していくための力を身につけさせる指導が求められます。保護者や地域から信頼される学校教育の充実を図るため、教職員は常に資質の向上に努めていただき、経営参画意識を持って学校・学級経営に携わり、本町の基盤としている「児童・生徒の主体性を育てるための指導はどうあるべきか」を合言葉に、小中の教職員が連携して義務教育の9年間を見通した指導を推進していかなければなりません。

生涯学習の推進体制の整備充実を図るには、町民が自主的かつ積極的な学習活動が行える環境づくりに努め、社会教育行政のみならず、地域課題の解決や活性化などの地域づくりにつながる学習活動は、町民皆様の自主的な活動の中で学習する取り組みが活発になることが重要であり、組織化されている、「生涯学習推進協議会」との連携を図り、社会現象となっている、核家族化や少子化による人間関係の希薄化が家庭教育力の低下を招いていることに留意し、地域づくりのニーズに対応し、教育の出発点は家庭であることから、関係団体と連携を図りながら、町民の求める学習情報の提供に努め、行政主導の学習活動から町民主体の学習活動が行えるような支援体制の構築に努めていかなければなりません。

基本となる家庭教育は、人間形成のすべての基礎を育む場であり、子どもが基本的な生活習慣・

生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につけるうえで重要な役割を担っております。そういった中で本町の子どもたちの現状を過去の全国学力学習状況調査結果分析からみても、早寝・早起き・朝ごはんという規則正しい生活習慣は乱れていると言わざるを得ません。

そういった中で、学力と体力の基となる生活習慣を仕付ける場としての家庭教育の果たす役割は非常に重要であり、特に今は、変化の激しい時代であるがゆえに、子どもたちは確固とした生活習慣を身に付け自分自身の力で生きていけるような教育を生涯学習の立場から家庭との連携を図り「家庭の教育力」の向上を推進させていかなければなりません。

具体的な取り組みについては昨年7月に諮問し、現在策定に向けて審議を重ねている第4次社会教育中期計画の答申を待って、内容を検討しながら、教育委員会をはじめ、社会教育委員や学校の意見等を参考にしながら推進していかなければなりません。

いずれにいたしましても、本町の社会教育の基本方針である、「健やかで心豊かな人づくりと、生涯学習による活力あるまちづくりを目指す社会教育の推進」をスローガンに、家庭教育・青少年教育・成人教育・高齢者教育・芸術文化の各分野において、それぞれの充実・発展が図られる組織体制を構築して取り組んでいかなければなりません。

スポーツは、個人の体力向上・健康増進や生活を楽しく豊かなものにするのみならず、人格の形成、健康長寿の礎であり、明るく活力に満ちた社会を築くために欠かせないものであります。

本町においては、スポーツ活動の拠点である海洋センター、スポーツレクリエーション広場や武道館に加え、多目的運動広場と施設は充実しておりますが、少子高齢化に伴い、スポーツ団体・サークル活動の会員の減少や、指導者不足、教室、大会等への参加者の固定化が見受けられることから、積極的な参加促進を図っていかなければなりません。また、年々健康意識の高まりから増えているウォーキング愛好者の拡大やB&G財団の提唱している事業の導入など、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、生涯にわたり体育、レクリエーション活動に親しめる生涯スポーツの振興を図っていかなければなりません。

地域の文化活動や学習活動の拠点施設であり、町民の交流の場である文化会館やスポーツ活動の拠点となる海洋センターは老朽化が目立ち、利用者に迷惑をかけることもあります。今年度も多くの町民の方々に利用いただけるよう、管理運営を最少の人数で最大の効果が上がるよう、より一層の資質向上に努めていかなければなりません。

教育の根幹をなす地域の原動力となる「人づくり」は学校教育、社会教育問わず重要な課題であります。

「学力」は学校教育において語られることだという観点を捨て、家庭での学習や読書、早寝、早起きなど、子どもたちの生活習慣が定着し、家庭や地域で、きちんと子どもたちを育てるという教育と相まって実現するのであり、学校教育と社会教育が車の両輪となって連動できれば地域の教育力の向上と活性化を図っていくことが可能だと信じております。

「生きる力」の育成を基本とした学習指導要領に基づき、学校の自主性を尊重し、一連の取り組みを教育行政と学校現場が連携しながら、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの住みよい

環境づくりに努めるとともに、町民皆様の文化活動やスポーツ活動、更には読書活動の充実を図るなど生涯学習活動を通じた町づくりを推進していかなければなりません。

以上、平成30年度の教育行政の主要な方針について申し上げましたが、教育委員会制度は、地方教育行政法に基づき、教育の政治的中立性と継続性、安定性の確保、公立学校や社会教育施設の管理等を担当する執行機関として配置されておりますが、一方で、責任の不明確さ、閉鎖的体質、危機管理能力の低さなどから指摘の声があったのも事実であります。それらの解決に向けて、首長と教育委員会が協議・調整する場として置かれた総合教育会議のあり方や迅速な危機管理の構築、首長との意思疎通を十分に図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、相互の連携、会議の内容充実を図るとともに、教育委員会活動の形骸化を防ぐため毎年行っている、事務の管理及び執行状況についての点検評価機能を更に充実させ、その結果に関する報告書を作成し、議会や町民に公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに説明責任を果たしていかなければなりません。

執行にあたっては、道教委や管内町村教育委員会との連携を密にし、町内の教育関係者や各団体の協力を得ながら、幼児から高齢者まですべての町民がいきいきと学習活動に取り組める教育行政を目指していかなければなりませんので、議員皆様並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

ここで10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第1号ないし日程第10 議案第6号

○議長（逢見輝続君） 日程第5、議案第1号 平成30年度古平町一般会計予算から日程第10、議案第6号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

議案第1号 平成30年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、平成30年度一般会計予算のほうからご説明いたします。

まず、予算書と予算説明資料をお出してください。説明の前に、予算書のほうで仕切り紙を1枚入れさせていただきます。これまでは、開いていただきまして、1ページ、青い仕切り紙で1ページは一般会計の予算書、そして次が国保の予算書という形で青い紙を入れてございました。ここで議決科目の部分ということで明確にしたかったもので、13ページ、ピンクの仕切り紙を入れてございます。13ページ、予算説明書ということで、これから以降は歳入歳出の事項別明細、かなりの分量がございます。そして、給与費明細、それから債務負担行為、地方債の調書等を載せてございます。そういう形で青とピンクの間の部分が議決科目ということで仕切り紙を入れてござい

す。また、薄いほうの説明資料につきましては、これまでは予算説明書としてございましたが、説明資料という形で表示させていただいております。

それでは、説明に入ります。説明資料、薄いほうの3ページをお開きください。各会計の予算総括でございます。一般会計につきましては、前年度と比較して、金額9億5,000万円、22.1%の減でございます。後ほど説明しますが、大型建設事業が減っております。また、ふるさと寄附金も減ることによる減が大きなものとなっております。特別会計を加えまして、合計、財政規模39億9,390万円ということで、前年度と比べて10億2,800万円の減となっております。

下の表、2番目、当初予算の推移でございますが、平成29年度の予算規模は42億9,000万円ということで、棒グラフ、大きなものとなっております。今回9,500万円減らしまして、平成30年度33億4,000万円ということで図示しております。

それでは、8ページ、9ページをお開きください。これからは、前年度予算額と比較しまして、増減額の大きなもの等につきましてご説明してまいります。まず、8ページの表をごらんください。2番の物件費、30年度7億160万9,000円ということで、前年度比較しまして2億8,316万7,000円の減でございます。3割ほど減らしてございます。6番目の建設事業費2億1,165万3,000円ということで、前年度比4億7,049万円の7割減ということで予算計上してございます。

9ページです。1番の人件費につきましては、前年比1,292万円の減でございます。2行目、委員報酬等で404万円、内容としましては地域おこし協力隊員の報酬が皆減と、また産業医の部分を報酬から委託にかえてございますので、その部分の皆減が主なものでございます。1行飛ばしまして、一般職の給与につきましては、787万4,000円の減でございます。給与につきましては、内容的には5点ほどございます。まず、平成29年度の人勸によりまして、人勸準拠ということでボーナスを0.1カ月分ふやしてございます。また、時間外管理職の手当につきましては、11月の議会において改正してございます。また、定期昇給もございます。あと退職、採用合わせた人数で、前年度は70人、本年度は67人ということで一般会計で見えてございます。それと、会計間異動がございまして、もろもろ入れて減額の大きな要素としましては退職者、採用者の部分で3名減ったということでのマイナスが出てございます。1行飛ばして、退手の負担金149万9,000円と減でございます。これにつきましては、退職手当の負担金率が減っております。1000分の185が180になったということで、1000分の5下がっております。また、給料総額の減によりましての負担金の減でございます。

2番、物件費につきましては、前年比2億8,316万7,000円の減でございます。6行目、役務費、こちらは2,325万1,000円の増ということで、内容はふるさと寄附金に対する贈呈品を返戻する、その部分の宅配料を、これまでは委託料のほうで見えてございましたが、宅配便の部分に分けるということで役務費のほうに入れてございます。金額2,745万円ほどございます。下の委託料でございますが、こちらは3億2,831万7,000円の減ということで、ふるさと寄附金が減るであろうと。それに連動した贈呈品の経費を減らしてございます。金額が2億4,654万円ほどございます。また、診療所の指定管理料につきましても減らしてございます。こちらが6,761万円ほどの減でございます。

続きまして、3番の維持補修費、前年比584万8,000円の増でございます。4行目、診療所の維持管理ということで1,348万3,000円の増、診療所の屋上の防水工事を行います。その部分でございま

す。

続いて、4番、扶助費につきましては225万9,000円の増でございます。

5番、補助費等につきましては7,209万9,000円の減でございます。1行目、北後志消防組合への負担金でございますが、29年度は消防車1台購入してございます。その部分の減が大きなものとなっております。3行飛ばしまして、150周年記念事業、実行委員会方式でやりますので、こちらに計上してございます。

右に移りまして、6番、投資的経費、これがかなりの減額でございます。前年度比4億7,049万円減の2億1,165万3,000円でございます。29年度は、3,000万円以上の事業が7本ございました。30年度は2本ということで、大型事業が激減してございます。その部分が大きなものとなっております。

続いて、7番、公債費、前年比3,860万9,000円でございます。元金、利子、減ってございます。平成14年度にクリーンセンターの借り入れをしてございます。その償還が29年度で終わったということでのものが4,500万円の減ということで、それが大きなものとなっております。

8番、積立金、前年比1,800万円の減でございます。

11番、繰出金6,464万9,000円の減、国保会計、比較で6,694万2,000円ということで、今年度は赤字分の財政支援がないだろうという見込みでの予算組みでございますので、減ってございます。

12番、予備費については182万7,000円の増でございます。

それでは、戻りまして6ページ、7ページ、ごらんください。まず、6ページの表をごらんください。5点ほどご説明いたします。9番の地方交付税、前年度と比較しまして8,500万円、4.5%の減ということで見積もってございます。

13番、国庫支出金、前年度比1億4,436万8,000円、31.3%の減でございます。

16番の寄附金につきましては2億4,240万円、52.5%の減。

17番、繰入金につきましては1億157万5,000円、31.1%の減。

最後に20番、町債につきましては4億32万円、64.5%の減となっております。

7ページ、右側です。1番、町税、前年と比較しまして362万6,000円の増でございます。項目、1番目の個人町民税につきましては759万4,000円の増ということで、これにつきましては各年度の課税標準額、直近5年間の部分を、その変動率をもとにしましての推計でございます。1つ飛ばしまして、固定資産税200万3,000円の減でございます。平成30年度評価がえでございます。土地の下落が続いてございますので、その部分の減が一つの要素となっております。

次に、地方譲与税等につきましては890万円の増でございます。2行目、自動車重量譲与税でございますが、200万円の増、地方消費税交付金につきましては580万円の増、自動車取得税交付金につきましては140万円の増ということで、これにつきましては本年度の交付見込み額、29年度の交付見込み額に地方財政計画の伸び率を掛け算しまして算出してございます。

9番、地方交付税8,500万円の減ということで、普通交付税7,000万円、特別交付税1,500万円の減として見てございます。これにつきましては表がございまして、31ページをお開きください。こちらの表の見方でございますが、区分がございまして、横にまずは29年度の決算見込みということ

で、昨年の7月に普通交付税の決定額の部分を載せてございます。また、右側の列はことしの予算の算定の基礎を載せてございます。そして、増減を載せてございます。区分で、まず経費の種類、個別算定経費の部分でございますが、この増減欄のほうをごらんください。ちょうど下水道費の部分でございますが、増減の中に（イ）プラス24,248、事業費補正分ということで補正係数を少し変えてございます。内容的には、下水道の平準化債が減になりましたことによりまして、資本費を押し上げております。その部分で交付税に入ってくる部分が大きいということで調整させていただいております。その下のほうでございますが、経費、清掃費の部分ですが、補正係数を、こちらはうるこの0.638ポイントとしてございます。これは、先ほども公債費が減ということで言いましたクリーンセンターの部分です。クリーンセンターの14年度の起債の借り入れの部分で、それが償還が終わったということで、交付税に措置される部分もなくなるということでの調整でございます。そして、下のほうに地方経済・雇用対策費という区分がございます。そして、30年度の欄、網かけにしている部分ですが、これはいわゆる一般的に歳出特別枠というものが開始されましたことによりまして、この部分を30年度は見ないということにしております。それで、個別算定経費の部分、単位費用につきましてはマイナス1.5%ということで入れ込みまして計算してございます。その下の包括算定経費につきましても単位費用1.5%減ということで出しております。その下の公債費につきましては、実際の償還額をもとに試算してございます。ということで、さまざま計算しまして、欄外の①、②とかとございますが、⑥の欄、基準財政需要額ですが、こちらが30年度は18億5,127万2,000円であろうと見込んでございます。前年度と比較して落ちてございます。そして、基準財政収入額、⑦の欄でございますが、こちらは前年と同額でとりあえず見てございます。そして、調整額・錯誤額を増減いたしまして、⑨の欄、普通交付税額、30年度16億3,000万円ということで見込んでございます。

それでは、戻りまして7ページです。11番、分担金及び負担金につきましては、前年比46万2,000円の減でございます。

12番、使用料・手数料につきましては31万円の減。

13番、国庫支出金につきましては1億4,436万8,000円の減でございます。項目の中ほどのほうで激減している部分が社会資本整備総合交付金、前年度は大型事業がございましたので、その部分で減っているということでの数字を載せてございます。

14番、道支出金です。前年比348万8,000円の増でございます。

右に移りまして、15番、財産収入につきましては2万4,000円の減。

16番、寄附金につきましては2億4,240万円の減ということで、ふるさと応援寄附金、執行方針にございましたように1月から総務大臣通知に倣った寄附金額の3割以下ということでの商品を出してございますので、その部分での寄附金が減るであろうという見込みでございます。

17番、繰入金につきましては1億157万5,000円の減でございます。2行目、財調基金については9,900万円の減、減債基金については3,750万円の減ということにしております。

18番、繰越金は増減ございません。

19番、諸収入は844万5,000円の増でございます。項目の5行目、後志広域人件費と書いてござい

ますが、町から広域連合に派遣する人数、1人でしたが、これを30年度から2名になるということで、町が人件費を払ってございますが、広域連合がその人件費見合いの部分の町に戻すということになってございます。1名ふえたということでございます。

20番、町債につきましては4億32万円の減ということで組んでございます。

それでは、建設事業のほうをご説明しますので、42ページをお開きください。1,000万円以上の事業についてご説明いたします。執行方針と重複になってございますが、お聞き取り願います。42ページ、役場庁舎等建設事業、事業費2,329万6,000円、事業内容、庁舎建設のための用地測量、地質調査ということで、それぞれの金額を載せてございます。下の図にございますように、測量の範囲はこの太線で囲んだ部分を予定してございます。

続いて、46ページをお開きください。火葬場建設事業1,399万7,000円でございます。事業内容の更新後施設ということで、面積240平米程度、平家建てとなっております。先日の全員協議会で詳しくご説明したように、床面積は231平米、ちょうど70坪です。平家建て、一部2階建てということでのご説明をいたしております。本年度は、事業計画H30の欄で実施設計と用地測量を考えてございます。

53ページです。道路ストック修繕事業3,660万円、舗装の切削オーバーレイ1,880万円、道路の照明LED化、17基、1,780万円ということで、下の見取り図にありますように舗装の部分は7条通線です。道道と西大通との間の区間ですね、それを計画してございます。また、照明灯につきましては丸で示してございます。

次の54ページをお開きください。町道高校通線改良事業2,670万円でございます。内容の全体計画、最終年度でございます。少し延びましたが、今年度は最後の植生工ということで計画してございます。

右の55ページです。橋りょう長寿命化事業1,800万円、事業内容、まず工事につきましては清丘1号橋の部分で上部、下部のひび割れ修繕、伸縮装置の取りかえということで計画してございます。実施設計は、清丘2号橋の部分で実施設計をいたしたいと考えてございます。

59ページです。中学校の体育館の大規模改修（外壁改修）事業でございます。5,138万円です。内容は、これまで校舎の部分をやってございましたが、本年度は体育館の外壁工事を行うということで計上してございます。

以上で建設事業の大きなものをご説明いたしました。

続きまして、69ページ、お開きください。こちらからは、財政数値などの推移について載せてございます。まず、このページでは職員数の推移について載せてございます。グラフをごらんいただきますと、人数的には平成22年度、左から3列目、22年度は67人、それから上昇傾向でH28で77人ということで、ことしの予算上では75人ということでの増減をしてございます。こちらのグラフにつきましては、古平町の一般職の職員数、特別職3人を抜かした一般職の職員数全体の数字を載せてございます。会計別については、下の表に載せてございます。

それでは、70ページをお開きください。この表は、建設事業費の推移を載せてございます。表の会計の規模、財政規模に大きく影響する部分でございます。最近、平成20年以降の10カ年について

載せてございます。まず、黒と下の棒グラフですが、黒い部分が建設事業費でございます。平成23年の棒グラフ、18億円近くになってございますが、主なものとしては小学校の改築事業で14億円弱がございましてということで大きな事業となっております。平成25年度、12億円ございました。主なものとしては、荷さばき所、防災無線、ほほえみくらすの大型3事業で10億円超えの事業費でございました。平成28年度の棒グラフ、8億円弱でございます。7億6,000万円、主なものとしては小学校にあります放射線防護施設、また清丘団地のB棟、高校通線もやっております。その部分で5億円超えとなっております。そして、29年度の見込みとしましては7億5,000万円、清丘団地のC棟、高校通線、また診療所等のスプリンクラーや古中の校舎の外壁工事だとかが入っております。そして、今年度の予算としましては事業規模2億1,000万円でございます。

飛んで、78ページをお開きください。こちらは町の貯金であります基金の残高の推移について載せてございます。棒グラフで載せております。平成29年度と30年度の予算との比較しますと、少し減っております。1億2,000万円ほど減っております。当初予算でございますので、財調の取り崩し等が大きいということでの変化でございます。あと基金別の残高につきましては、(イ)の項で載せてございます。(イ)が特定目的基金について載せてございます。(ロ)が土地開発基金について載せております。また、備荒資金についても載せてございますので、後ほどごらんください。

79ページ、隣です。ふるさと応援寄附金の状況ですが、上の表に件数、金額等を載せてございます。まず、寄附件数、本年度の予定としましては1万8,300件、金額にして2億1,960万円を計上させております。その下、積み立て額は1億200万円、取り崩し額が7,730万円ということでやっております。この取り崩しの部分で何の事業に充てるのかというのは、2番目の表に載せております。全部で18事業について、応援寄附金の活用する規定に基づくもので充当していきたいと考えてございます。

以上、雑駁でございましたが、提案理由の説明でございました。

○議長（逢見輝続君） ただいま議案第1号 平成30年度古平町一般会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第2号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） 議案第2号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書に基づきまして説明をいたします。予算書239ページをお開きください。平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,080万円で、前年度比8,220万円の減となっております。

それでは、歳出のほうから説明いたしますので、270ページをお開きください。1款1項総務管理費1億3,600万7,000円でございますが、職員2名分の人件費、特定健診に係る事業費及び広域連合負担金となっております。前年度比8,600万4,000円減の大きな要因としましては、都道府県化に係るシステム導入経費及び広域連合負担金の減額でございます。

2項徴税費につきましては納税通知書発行に係る経費、3項審議会費では国保税審議会の経費を計上しており、昨年度と大きな増減はありません。

274ページをお開きください。274ページから277ページまで、2款1項基金積立金、3款1項償還

金及び還付加算金については、昨年度と同額計上でございます。

次に、歳入をご説明いたします。254ページをお開きください。1款1項国民健康保険税7,946万7,000円で、前年度比240万6,000円の減額となっております。保険税の実績及び算定状況につきましては、説明資料のほうに載せて、88ページ、89ページに掲載しております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、260ページをお開きください。3款1項他会計繰入金でございますが、5,926万8,000円で、前年度比6,694万2,000円の減となっております。大きくは、一般会計からの財政支援分とその他分の繰入金皆減したもので、その原因としましては広域連合への分賦金の減少によるものでございます。

続いて、264ページをお開きください。5款3項の雑入につきましては、後志広域連合からの特定健診事業の受託収入でございます。11万円ほどの減額となっております。

以上で平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） ただいま議案第2号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第3号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） 議案第3号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書297ページをお開きください。平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,510万円で、前年度比540万円の増となっております。

それでは、歳出のほうから説明しますので、予算書326ページをお開きください。1款1項総務管理費の662万円につきましては、職員1名分の人件費、それから高齢者健康診査に係る事業費、それとシステム関係経費でございます。主に制度改正によるシステム改修経費の増額により前年度比73万円ほどが増額しております。

2項徴税費は、保険料賦課に関する経費を計上しております。

次のページに移りまして、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金5,777万4,000円につきましては、後期高齢者医療広域連合の積算に基づく負担金でございます。

次のページ、3款諸支出金につきましては、過年度に納付された保険料の還付金及び還付加算金で昨年度と同額計上でございます。

次に、歳入に移ります。歳入、312ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、前年度比293万7,000円の増の3,231万2,000円となっております。

316ページ、317ページをお開きください。3款1項国庫補助金でございますが、歳出でも説明いたしましたが、制度改正によるシステム改修費の10割補助分となっております。

次のページに移りまして、4款1項一般会計繰入金でございますが、前年度比105万7,000円増の3,231万円で、人件費財源分及び後期広域連合への納付金に充当するものでございます。

322ページをお開きください。6款3項受託事業収入でございますが、こちらも歳入で計上してお

ります高齢者健康診査に充てる受託収入でございまして、後期広域連合から交付されるものでございます。

以上で平成30年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） ただいま議案第3号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第4号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第4号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書349ページをお開きください。厚い予算書です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,800万円と定めるものでございます。前年比較としましては700万円の減でございます。

それでは、歳入からご説明しますので、薄いほうの説明資料98ページをお開きください。それでは、歳入から説明を申し上げます。1款1項負担金29万9,000円の計上でございます。

2款1項使用料9,616万4,000円の計上で、前年比較では498万9,000円の減で、その主な要因としましては一般用で月当たり30件程度減少しております。それと、営業用でも使用水量が減少していることを踏まえた計上としております。

飛ばしまして、3款1項道補助金1,853万3,000円の計上で、配水管更新工事の財源として計上しております。

飛ばしまして、5款1項他会計繰入金2,644万3,000円の計上で、一般会計からの繰り入れですが、公債費の交付税算入相当額を繰り入れしてもらっているものでございます。

5款2項基金繰入金822万2,000円の計上で、簡易水道財政調整基金からの繰り入れで、歳入不足を補う繰り入れでございます。

飛ばしまして、7款2項受託事業収入520万円の計上で、消火栓更新工事などの受託収入でございます。

飛ばしまして、8款1項町債4,100万円の計上で、配水管更新工事の財源として発行される簡易水道事業債でございます。

引き続きまして、歳出を説明します。次のページをごらんください。1款1項総務管理費2,618万9,000円の計上で、前年比較では512万円の減でございます。ここでは、会計の運営に伴う職員人件費、それと消費税納付金などがここでは計上されております。

2款1項施設管理費2,960万6,000円の計上で、ここでは浄水場や配水管の維持管理費が計上されております。

2款2項施設整備費6,714万円の計上で、前年比較では490万円の増でございます。配水管更新工事や量水器の更新工事の費用をここで計上しております。なお、工事内容につきましては、後ほど建設事業のページでご説明いたします。

3款1項公債費6,841万3,000円の計上で、前年比較では717万8,000円の減でございます。

飛ばしまして、4款2項給水工事受託事業費439万円の計上で、ここでは消火栓工事を受託して発

注する経費を計上しております。

5款1項予備費225万4,000円の計上となっております。

それでは、建設事業の分を説明しますので、同じ資料の103ページをお開きください。事業名、配水管更新事業、事業費としましては5,960万円と。事業の施工場所としては、中段の地図に載っているところの西部地区の入船通線になります。それで、事業内容としましては配水管の布設がえ工事ということで、工事延長1,042メートル、口径としましては50ミリから70ミリということで計画しております。これは、補助事業で実施しまして、補助率としましては3分の1の補助をいただく形となっております。一番下の4、予算事業費内訳のほうに移りまして、支出科目としましては需用費30万円、これは事務費ということで30万円計上しております。委託料で570万円、これにつきましては実施設計670メートルを予定しています。工事請負費5,360万円ということで、これは配水管の更新工事の分と給水管の工事を合わせたものを計上しております。

次のページをお開きください。事業名としましては、水道用量水器更新事業ということで、事業費は710万円を予定しております。事業の施工箇所としましては、町内一円ということですが。事業内容は、計量法に基づき検定有効期限、これは8年間になります。に達した量水器を更新するものでございます。更新数量は180個を予定しております。

以上で平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明途中ではありますが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時57分

○議長（逢見輝続君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第5号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第5号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書419ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億650万円と定めるものでございます。前年比較としましては、1,350万円の増でございます。

それでは、歳入について説明しますので、説明資料106ページをお開きください。薄いほうの説明資料になります。それでは、歳入から説明申し上げます。1款1項使用料3,016万2,000円の計上でございます。

飛ばしまして、2款1項国庫補助金835万5,000円の計上で、前年比較では皆増ということになります。これにつきましては、施設の長寿命化に基づく電気設備更新の工事、それと事業計画の変更、それとストックマネジメント計画の策定の財源として計上しております。

飛ばしまして、4款1項一般会計繰入金1億6,300万8,000円の計上でございます。前年比較では1,164万3,000円の増でございます。これにつきましては、基準内繰り入れで677万7,000円の増、基

準外繰り入れで486万6,000円の増となっております。

飛ばしまして、7款1項町債490万円の計上で、前年比較では680万円の減でございます。資本費平準化債を2つ計上しておりますけれども、それを合わせて170万円の計上と。それと、下水道施設長寿命化債につきましては320万円、皆増でございます。電気設備更新の財源として発行される起債でございます。

引き続きまして、歳出の説明をいたします。次のページをごらんください。1款1項総務管理費2,025万5,000円の計上でございます。ここでは、会計の運営に伴う職員人件費、消費税納付金などが計上されております。

2款1項施設費5,936万円の計上で、前年比較では1,719万7,000円の増でございます。ここでは、下水道施設の整備費や維持管理経費が計上されております。主な増要因としましては、処理場やポンプ場において無停電電源装置、非常用通報装置の電気設備更新工事で329万円、31年度本工事を予定している監視制御装置の実施設計としまして340万円、それとストックマネジメント計画の策定、これにつきましては地域長寿命化計画となるもので、2カ年で実施しますが、30年度分としまして702万円、それと下水道法の改正に伴う事業計画の変更に300万円、これら全て皆増となったものが主な要因でございます。

3款1項公債費1億2,583万1,000円の計上で、前年比較では342万円の減でございます。

4款1項予備費105万4,000円の計上となっております。

以上で平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） ただいま議案第5号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第6号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 議案第6号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,350万円で、前年度比770万円の減となっております。

それでは、予算書と予算説明書を使用いたします。まず初めに、歳出から説明いたしますので、予算書の504ページ、505ページをお開きください。1款1項1目通所介護事業費3,287万1,000円で、前年度比512万3,000円の減となっておりますが、これは平成29年度に車椅子式浴槽装置536万3,000円の備品購入を計上したことによるものであります。

2目短期入所介護事業費247万2,000円で、前年度比100万3,000円の減額となっておりますが、昨年7月より町立診療所で開始した短期入所療養介護事業所フレピラでのショートステイの影響や過去の実績などを勘案しまして、月平均利用の予測を45日から30日に変更したことに伴いまして、13節の委託料、運営業務委託料90万円を減額したことが大きな要因となっております。

1款2項居宅介護支援事業費796万3,000円で、前年度比98万円の減額となっておりますが、これはケアマネジャーの交代に伴う人件費の減によるものであります。

1 款 3 項介護予防支援事業費 5 万 5,000 円で、前年度比 2 万 9,000 円の減額となっております。予防プラン作成業務委託料を過去の実績と要支援者の認定状況を勘案して減額しております。

続きまして、歳入のご説明をしますので、494 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目居宅サービス費等収入 2,470 万 2,000 円で、前年度比 274 万 4,000 円の増額となっておりますが、この事業、1 節通所介護費収入では前年度実績の 70% で積算しておりましたが、今年度の歳入は 85% で積算したことによるもので、報酬、利用者等に大きく変更はございません。2 節の居宅介護支援サービス計画費収入では利用者増を見込んでの増、3 節短期入所生活介護費収入では歳出でもご説明しましたが、利用者の減を見込んで 55 万 9,000 円の減額となっております。

1 款 1 項 2 目介護予防サービス費収入、こちらは 78 万円で、前年度比 10 万 1,000 円の増額で、要支援者の利用者増が見込まれるための増額であります。

1 款 2 項自己負担金収入につきましては、サービス収入に見合った額の計上でございます。

次のページに移りまして、2 款 1 項一般会計繰入金が 1,420 万円で、前年度比 991 万 1,000 円の減額となっておりますが、これは 4 つのサービス事業の収入、歳出調整の結果であります。詳細については、予算説明資料のほうの 120 ページ、121 ページをお開きください。4 つのサービスについて、事業費とその財源について図式で示しております。(1)の通所介護事業では、事業費 3,287 万 1,000 円に対しまして、財源不足のため一般会計より 920 万円の繰り入れをしております。その下、(2)、短期入所生活介護事業では、事業費 247 万 2,000 円に対しまして、介護保険サービス収入等で 254 万 4,000 円を見込んで 7 万 2,000 円の黒字となっておりますが、この事業につきましては生活支援ハウスの職員が行っておりまして、人件費の一部が指定管理料に含まれているため黒字となっているものでございます。次のページに移りまして、(3)居宅介護支援事業、ケアプランでございますが、こちらの事業費は 796 万 3,000 円に対しまして、他事業の黒字分 79 万 7,000 円を充当し、さらなる不足分は一般会計より 498 万円を繰り入れしてございます。その下、(4)、介護予防支援事業では事業費 5 万 5,000 円に対しまして、介護保険サービス収入等で 78 万円を見込んで 72 万 5,000 円の黒字であります。こちらの事業の人件費は、包括支援センターの職員の業務の一環として行っているため、システムの経費、人件費については一般会計で計上しているため黒字となっているものでございます。以上のことによりまして、一般会計、いわゆる赤字補填分は、先ほどご説明しましたショートステイと予防プランの黒字分 79 万 7,000 円を赤字会計であります介護ケアプランに充当させていただきますので、(1)と(3)の 2 事業分の赤字 1,418 万円に歳入の繰入金、諸収入と歳出の予備費の差額 2 万円を加えまして、1,420 万円を一般会計から繰り入れするものでございます。

以上で平成 30 年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出の予算説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 以上で日程第 5、議案第 1 号 平成 30 年度古平町一般会計予算から日程第 10、議案第 6 号 平成 30 年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までの説明が終わりました。

本件につきましては、例年全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する

ことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時15分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第7号

○議長(逢見輝統君) 日程第11、議案第7号 専決処分(第1号)の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) ただいま上程されました議案第7号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

内容といたしましては、一般会計の6号補正でございます。町道の除排雪経費が不足するという事で、議会を開く時間的余裕がなかったもので町長において専決処分を2月15日にいたしました。

記の下のほうに書いてございますが、補正予算(第6号)、歳入歳出それぞれ700万円を追加して、総額を42億8,751万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分や補正後の金額につきましては、第1表、2ページ、3ページにお示ししてございます。

事項別明細の歳出、6ページ、7ページ、お開きください。8款2項2目道路除雪費、既定の予算に700万円を追加するものでございます。除排雪業務の委託料、これにつきましては1月末日時点での累積の降雪量、そして出動した除雪の回数などを踏まえまして、現計足りなくなるであろうと判断いたしまして、追加するものでございます。実際には、2月の月上旬に検討いたしております。理由としましては、昨年12月まででかなり大雪だったので、それで町道の除排雪経費が足りなくなるという見込みでの専決処分をしたものでございます。具体的には、降雪累計としましてはことし1月末では6メートル64センチ、去年の1月末は4メートル37、おとしは5メートル4センチということで、去年よりは2メートル27多いと、おとしよりは1メートル60多いということになりますので、この段階で専決処分したものでございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。17款2項1目財政調整基金繰入金で700万円を追加するという事で、財源手当てでございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、承認賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第7号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、議案第8号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） 議案第8号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第7号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、3月ということでの整理補正という部分がございます。また、燃料が当初予算の見積もり時よりも燃料単価が増加してございます。それによります公共施設などの燃料費、光熱水費の増額補正。また、先ほどは町道の部分でございましたが、公共施設の除雪の委託もふえてございます。そして、3点目としては国保会計の後志広域連合への負担金が連合の補正予算によってふえたということによる繰出金の増加でございます。

既定の予算から532万6,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ42億8,219万円とするものでございます。

補正の款項の区分等、補正後の金額等につきましては、第1表、10ページ、11ページにお示ししてございます。

また、繰越明許費を設定いたしたく、第2表、13ページにお示ししてございます。

地方債の補正も必要ですので、第3表、13ページにお示ししてございます。

それでは、事項別明細の歳出からご説明いたします。20ページ、21ページをお開きください。まず、歳出につきましては、説明書きの単位で50万円以上不用になる部分を減額するものが一つの考えとしてあります。また、歳出で一度も執行されていない項目もございますので、それも落とすと。そして、建設事業ではもう事業完了してございますので、その部分の補正もしてございます。

それでは、2款1項5目財産管理費、既定の予算から160万3,000円を減額するものでございます。右に移りまして、需用費、施設の燃料費、光熱水費、これにつきましては先ほど申したような考えで増加させるものでございます。庁舎と集会所の部分です。12節役務費につきましては、広域連合

に派遣する職員の住宅、仲介手数料の部分を書せております。節で1つ飛ばしまして14節に連合の職員の住宅借り上げ料とセットになってございます。まず、12節の仲介手数料については、派遣の職員が今年度までに1名で、30年度から2名ということなので、1件多くなるということで、仲介業者に対する手数料、家賃の1カ月分、あとクリーニングとか保険料とか少々ございますので、締めて12万4,000円新しく設けてございます。1つ飛ばしての14節では住宅の借り上げ料、1件、家主への前払い家賃などでございます。家賃1カ月分と敷金、礼金1カ月分ということで、3カ月分と聞いてございます。上の段、13節委託料でございます。庁舎の基本設計の部分、契約解除での皆減でございます。2行目、3行目、新しいものでございます。2行目が役場庁舎等のZEB導入可能性調査の委託料でございます。ZEBというのは、ゼロ・エネルギー・ビルということで、その建物でエネルギーの消費を限りなくゼロに近づけようということでの町の建物でもその可能性があるかどうかというのの委託料でございます。庁舎設備に対する補助金などを見込んでの先行投資でございます。534万6,000円です。3行目、中心市街地活性化基本計画の策定支援の委託料、これにつきましては文化会館にかわる交流センターの部分での補助金を得るためにいろいろな計画を立てていかなければなりません。中心市街地活性化法の部分でこの計画を立てなさいということでやっいていこうと思っております。先行投資でございます。4行目につきましては、除排雪の先ほど申しました委託料の増でございます。

続いて、6目企画費、既定の予算から594万6,000円を減額するものでございます。1節、4節、9節、19節の2行目、地域おこし協力隊の部分で昨年3月、応募なしということで、一度予算から落とすと。そして、隊員さんにやっていただく仕事、隊員のミッションを再び考え直そうということで、一度予算から落とすものでございます。19節の1行目、広域連合への負担金、介護保険の部分で連合の補正予算で古平町分減額になっておりますので、それに合わせるものでございます。

続いて、3款1項1目社会福祉総務費、既定の予算に1,875万7,000円を追加するものでございます。まず、23節を新しく設けてございます。臨時福祉給付金で以前28年度の給付金事業で精算したら2万4,000円返さなければならなくなりました。という、その当時交付金が2万4,000円多くもらっていたということでの返納金の予算でございます。28節繰出金につきましては、国保会計へ繰り出す部分でございます。上の2行で軽減分、支援分につきましては、国や道の負担額の決定がありましたので、それに合わせるものでございます。3行目の財政安定化支援の部分では、交付税措置額が決定してございますので、それに合わせる減額でございます。4行目の共通経費につきましては、連合の補正予算に合わせるものでございます。そして、その他繰出金、会計貸付分ということで、今回国保会計、後ほど説明ございますが、その部分での収支不足につきまして2,550万円、これまで財政支援ということで提示してございましたが、国保会計としての収支がどう変化していくかというのを明らかにするために貸し付けという形をとりたいと思っております。

ページめくりまして、22ページ、23ページ、2目地域福祉センター費、既定の予算に56万9,000円を追加するものでございます。地域福祉センターの燃料費、光熱水費の増減、また修繕料の増減がございまして、指定管理料をふやすものです。

3目元気プラザ管理費118万2,000円の増でございます。燃料、光熱水費の高騰でございます。

5目老人福祉費384万円の減でございます。老人福祉施設の扶助費ということで、町では当初予算3名分を見ておりました。1名の方が亡くなられて、もう一名は違う施設に行ったということで、1名分でいいということの減額でございます。

7目高齢者医療費77万4,000円の減、まず1本目、事務費の広域連合への繰出金が連合から事務費の変更通知がございましたので、それに合わせる減額です。保険基盤安定の部分につきましては、北海道から負担金交付決定が来まして、それに合わせるものでございます。

10目介護予防生活支援対策費30万円の減でございます。生きがい活動の通所について、利用者がなかったということで、今後もないだろうという見込みで皆減するものでございます。

12目障がい給付費666万円の減でございます。委託料、移動支援の部分では医療実績を見まして、このぐらいの金額を減額してよいかと思う減額でございます。扶助費につきましては、障がい福祉サービスにつきましては実績を踏まえての減です。自立支援医療費につきましては、これは人工透析なさっている10名のうち2名の方が亡くなられたことに伴う減額でございます。

4款1項5目医療対策費については、財源更正でございます。起債と一般財源の部分で医師住宅で30万円、起債の額をふやしてもいいということの財源更正でございます。

6款3項1目水産業総務費についても財源更正でございます。後ほど歳入で説明いたしますが、和解弁済金の部分で歳入で計上いたしますので、その部分をその他特財ということで見てございません。

7款1項2目観光費30万円の減でございます。振興協議会を設立して助成する算段でございましたが、設立に至らなく、皆減するものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。8款2項1目、4,962万9,000円を減額するものです。委託料、工事請負費、事業が完了しております。それに伴う減です。

2目道路除雪費、財源更正でございます。当初見込んでおりました国の補助金が当初見込みが多かったというか、少ない交付で決定になりましたので、その部分の財源更正でございます。

3目道路・橋りょう改良費2,492万2,000円の減でございます。事業の完了に基づく減額でございます。

5項1目住宅管理費8万2,000円の減、これも事業完了に伴うものです。

2目住宅建設改良費1,942万5,000円の減でございます。13節の1行目、栄団地耐力度調査委託料100万円の皆減でございます。本年度もこの調査必要ということでございましたが、道庁のほうの考えとして、以前に調査した部分もありますので、その以前の調査結果でよいということで確認できましたので、予算は執行してございません。次の部分と工事請負費については、事業完了でございます。

9款1項1目消防費188万4,000円の減でございます。消防組合負担金の減でございます。消防車の入札減の金額でございます。

26ページ、27ページをお開きください。10款2項1目学校管理費24万1,000円の増でございます。光熱水費につきましては、先ほどの理由でございます。パソコン購入を完了してございます。

2目教育振興費85万5,000円の減でございます。特別支援員の賃金ですが、実績に基づきまして減

らすものでございます。

3項1目学校管理費259万2,000円の減、燃料、光熱水費、先ほどの理由での増額です。委託料、工事請負費につきましては、事業完了に伴う減でございます。

6項3目武道館費5万円の増、燃料費の増でございます。

13款1項1目基金費9,268万7,000円の増でございます。庁舎建設基金積み立て8,019万7,000円、土地開発基金積立金1,249万円ということで計上してございます。まず、土地開発基金につきましては、後ほど議案の18号で基金の廃止条例を提案させていただいております。内容的には、この基金、今も貸し付けを行って13年余りたっておりまして、現在基金を使う予定もないということでの基金を廃止しようということで、こちらのほうは積立金2,249万円につきましては一般会計で借り入れしている部分もまず開発基金に戻すと。そして、最後歳入のほうでご説明いたしますが、開発基金で持っている現金と、今ここで返される償還金を合わせた金額、たまたま上の庁舎の積み立ての金額8,019万7,000円と同じ金額でございますが、そういうやりくりをするつもりでございます。

14款1項1目職員給与費につきましては、財源更正でございます。

それでは、歳入のほうご説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。11款1項1目民生費負担金74万8,000円の減でございます。生きがい活動支援通所につきましては、歳出で申しましたように利用者がいないということで、個人負担も落ちているということでございます。老人福祉施設の入所費用につきましても、3名から1名になったということでの減額です。

12款1項2目民生使用料73万4,000円の減でございます。幼児センターの保育料で、1行目、現年度分ということで103万円の減でございます。内容は、多子世帯、子供の多い世帯の軽減をしてございます。6人の児童の部分の減額幅を載せてございます。2行目、新しく設けております広域保育の部分での保育料、札幌市に住民票のある方の1児童分の保育料でございます。

13款1項1目民生費負担金335万8,000円の減でございます。国保の支援分につきましては、歳出のほうでも述べましたが、交付決定がなっております。その2分の1の負担を計上しております。2節、障がいの部分では、自立支援給付費の負担金の減、これは福祉サービスの扶助費の減に連動させての減額でございます。障がい者医療負担金につきましては、人工透析の減に伴う2分の1負担金でございます。

2項2目民生費補助金26万2,000円の減額でございます。地域生活支援、歳出でご説明しました移動支援の委託料の減に伴う2分の1補助金でございます。

4目土木費補助金3,271万円の減でございます。社会資本整備交付金で1行目、活力創出基盤ということで、具体的には道路ストック事業と除排雪の部分で交付金はかなり大幅に減額になってございますので、その部分を載せております。2行目の地域住宅関連につきましては、清川団地のC棟、そして栄団地の内窓の完了によります減額でございます。

5目教育費補助金96万5,000円の減、1行目、学校施設環境改善交付金244万8,000円皆減しております。中学校のトイレの洋式化につきまして補助金つくであろうということで手を挙げてございましたが、かなり修繕の意味合いも強いというようなことで不採択になっております皆減でございます。2行目は、新しく設けております過年度分の環境交付金。平成28年度に校舎の外壁の設計をや

っております。設計をやった年度にこの交付金をつけてくれなくて、工事のやる年度につけるとい
う、珍しいですけども、学校のやつはそうなっているということなので、過年度分ということで
今回予算に計上しているわけでございます。

14款1項1目民生費負担金264万3,000円の減でございます。国保関係の支援、軽減分につきまして
、交付決定額に基づく減でございます。

16ページ、17ページです。3節後期高齢者の基盤安定負担金につきましても交付決定がございま
して、その4分の3の金額の減額でございます。4節自立支援、障がい者医療につきましても、国
の負担金のところで申したような理由での減額でございます。

2項2目民生費補助金24万8,000円の増でございます。地域支援事業費補助金、移動支援の委託料
の減に伴うものでございます。5節、多子世帯保育料軽減の部分で保育料の部分でご説明しました
多子世帯で古平町では軽減措置をやってございます。北海道のほうでも29年度、この年度から新し
い事業としまして軽減措置をしている市町村に対して道から支援をする、補助金を出すということ
でできてございます。それに見合う部分を新しく追加するものでございます。

16款1項1目寄附金226万5,000円の増です。一般寄附金について計上するものでございます。2
月15日段階で11名で226万6,000円余り寄附金がございます。その部分の計上です。

17款2項1目財政調整基金繰入金3,700万円の追加です。財源調整のためにこの金額を計上するも
のです。

4目ふるさと応援基金繰入金560万円の減でございます。この基金を使って事業を行っている事業
費の増減によりまして、それに合わせるものです。

5目土地開発基金繰入金を新しく設けております。歳出のほうでご説明いたしましたように、土
地開発基金から一般会計に貸し付けという形でやってございました部分1,782万円、そして貸し付けも
していなく、ただ開発基金自体が現金として持っております。通帳に入れてあります。6,237万7,000
円、利子等も入れまして、トータル8,019万7,000円、基金条例廃止とあわせて全額おろすというも
のでございます。その金額は、これからの大型事業である庁舎建設の部分の基金に積むという考え
でございます。

19款4項2目雑入13万9,000円の減でございます。その他収入で財源調整です。

3目弁償金22万7,000円の増でございます。項目を新しく設けております。皆さんご存じのとおり
の水産多面的機能発揮対策の和解弁償金でございます。12月の定例会で和解の議案を議決してい
たきました。そして、相手方と1月22日に和解が成立しております。それに基づきまして、弁償金、
18年間の部分の初年度、ことしの部分22万7,499円の計上でございます。

18ページ、19ページです。20款につきましては、各起債の部分の増減でございます。事業完了に
なっていたり、丸々トイレみたく対象外で起債がつかなかったりという起債の増減でございます。

歳入は以上でございます。

最後に13ページお聞きください。第2表で繰越明許費を設定させていただきたいと思っております。
事業名が役場庁舎等の建設事業ということで、1,361万2,000円でございます。これは、3つの
項目がありまして、先ほど歳出で21ページで説明した庁舎ZEBと中心市街地活性化の部分での金

額、そして9月に立地適正化計画の部分での29年度分400万円、たしか予算計上してございます。この3つを合わせた金額1,361万2,000円、これが本年度では完了しないということで、来年度に延ばして使用するということでの設定でございます。

地方債につきましては、事業完了等によりましての増減でございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今の説明で確認したいことがあるのですが、土地開発基金を廃止して、一応その整理として借り入れしていたやつを返済して、総額約8,000万円を歳入に入れて、それを役場庁舎の建設基金に入れると。構図としては、こういう構図になるという説明だったと思えますけれども、そういう認識でよろしいかどうかということ。

それから、役場庁舎に関してなのですが、新年度でも立地適正化策定業務委託とか、それから繰越明許で説明がありましたけれども、今回の総務費のZEB導入云々と、それから会館にかかわる先行投資の中心市街地活性化基本業務云々と、これは繰り越しになるのですけれども、前段の新年度の委託については新年度で実施されることになると思うのですけれども、これを調査、または作成しなければ、補助金を得るのに必要なものがそろわないという、そういう説明でしたけれども、どの程度の補助金が見込まれるのか。総体の建設費、事業費に対して何割、あるいは定額で限度額幾らと、そういうような内容のものなのか、それについて説明をお願いします。

それから、もう一点は、ふるさと応援基金の関係です。平成29年度におきまして、寄附金で約5億近い額が載っています。ほとんどふるさと納税の関係だと思えます。それで、これに対応する今年度の支出にかかわる費用が幾らであったのか。差し引き幾らなのか。

それから、これは町長の考えをお聞きしたいと思うのですけれども、歳入でふるさと応援基金繰入金約1億、平成29年度で歳入で見込んでおりますけれども、このふるさと納税で入ってくる年度の差し引きの関係でどのように活用されるスタンスなのか、それをお伺いしたいと思います。

○財政課長（三浦史洋君） 1点目の土地開発基金の部分ですが、真貝議員おっしゃったとおりでございます。

○総務課長（松尾貴光君） 私のほうから役場庁舎関連の件について説明をしたいと思います。

補正予算の中で補助金をもらうために、いかにもこの計画を立てるのだというような説明がございましたが、本計画を立てる目的につきましては、町長の執行方針の中の重要施策にもありますとおり、町として中心市街地活性化、そしてまちなか再生に取り組みたいということで本計画を立てるものでございます。

まず、1点目、中心市街地活性化基本計画につきましては、本計画、中心市街地活性化基本計画というものを立てまして、内閣総理大臣の認定を受けると。認定を受けることによって、初めて重点的な国交省、経済産業省、総務省などの支援が受けられるという仕組みになっております。同じく立地適正化計画につきましても、コンパクトシティ・プラス・ネットワークというまちづくりを進める上で居住誘導区域、都市機能誘導区域ですとか、そういうものを定めることによって、事業を実施する場合の補助金の優先採択を受けることが可能となる計画でございます。

次に、Z E Bなのですが、補正予算の説明の中でもありましたとおり、ゼロ・エネルギー・ビルというものでございます。これにつきましては、2010年、エネルギー基本計画というのが閣議決定されております。2020年度までに新築公共建築物等でZ E Bを実現するというのが現在の国の方向性となっております。これを受けまして、今役場庁舎、そして文化会館と複合でということで検討しているわけなのですが、果たしてまだ北海道内でZ E Bのビルというものの実績がございません。できるのかどうなのか、古平の気候条件等々でZ E B化を図ることができるのかということで今現在調査をお願いしているところでございます。

あと最後ですが、各財源の内訳、定額なのか割合なのかということでございますが、これも先ほどの執行方針に書いてありますとおり、大変競争率の激しい補助金を今狙っております。ほかの町村からも競争に勝つためにいろいろどんなことをしているのだというように問い合わせを受けているのですが、今本当に30年度の補助要綱が出て、再度検討して、2定までの間にお示ししたいなというふうに考えております。

以上です。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の質問にお答えいたしますが、ふるさと応援基金の繰入金のことですか。繰入金560万マイナスしているのですが、基金から事務費として繰り入れているものを560万マイナスするという議案だと思うのですが、1億近いというのはどのことを言っておられるのか、ちょっとわかりませんので、もう一回言っていただきたいと思えます。

○3番（真貝政昭君） 前段の庁舎の関係で今進めておりますけれども、大体庁舎と会館で予算規模としては23億の規模で考えていますよね。それで、今町長が進めている調査が完成して、そしていざ競争に打ち勝って補助をもらおうとすると、大体どれくらいの割合の補助がもらえるかというのを見込んで今進めているのでしょうか。

それと、最後のふるさと応援基金の件なのですが、今回補正は減額補正なのですが、減額して約1億近く基金からの繰り入れがあるのですが、基金からの繰り入れ財源の使い方なのですが、どういうスタンスを持っているのかという、そういう質問です。

○総務課長（松尾貴光君） 今回考えております仕組みについては、環境省が所管する補助金になっています。補助率等々については、毎年度補助要綱を定めて示されるという形になっております。ですので、今これから説明する率については、あくまでも29年度の率を答えたいと思うのですが、29年度についてはZ E B化に必要となる設備について4割の補助金が設備に対して当たると。中心市街地の活性化についても、同じく30%から40%、これは建物について該当になってくるのではないかとこのように今想定をしております。

○町長（貞村英之君） まず、庁舎のほうですが、今総務課長申し上げましたが、あくまでもこれは最大限の話でございまして、まだどうなるかはわかっておりませんし、今後国の制度がどういうふうになるかによっても変わってくると。ただ、計画つくる、Z E Bをやりたいというのは、今後の維持管理費が今の庁舎に比べて新しい庁舎になると何倍にも、新しくなれば当然規模大きくなればなりますので、それについてなるべく維持管理費を少なくしたいという意図がございまして、それでZ E Bをどういうふうに進導できるかどうかというのが我々の考え方でございまして、補助

金が当たる当たらないというよりも、そちらのほうが優先されるのかなと考えております。

それから、ふるさと応援基金の基金から繰り入れて何に使うかということですが、これに書いてあることを言っているわけではないですよ。さっき説明しました予算説明資料の中の話ではないと思うのですが、あくまでもふるさと応援基金でございますので、基金の始まった経緯からしまして、第一義的には産業の振興ですとか、加工会社の方の経営不振に陥ったこともございますので、一義的にはそちらのほうに使っていきたいと。あとは、ふるさとを応援してくれるということなので、住民というよりも、町がきれいになるとか、よくなる方向のものに対して入れていきたいと考えておりますので、一般財源ですので何でも使えますので、そういうことは十分吟味して考えていきたくて思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○1番（木村輔宏君） 22、23ページの観光費の中に古平町産業振興協議会助成金、結果的に30万、設立しなかったというのか、対応してくれるところがなかったというのかわからないのですけれども、これはどういう目的でつくる予定で結局ペケになったのでしょうか。

○産業課長（宮田誠市君） 古平町産業振興協議会助成金の予算をつくったときの目的なのですが、これはご承知のとおり平成28年に新・ご当地グルメ開発事業を進める中で役場と、それから漁協と商工会が連携することによって事業が大きく進展いたしました。結果的には、物をつくれませんでした、事業を進めていく中でもいろいろな進展がありました。この枠組みを土台として組織を立ち上げることが今後産業の発展に役立つものと考えまして、産業振興会なるものを設立して、それに助成する内容になっていました。結果的に、説明したとおり協議会の設立に至らなかったため30万全額減額するわけですが、この設立するまで、この間具体的な活動内容を整理する中でなかなか自立的な設立機運を高めるに至らなかったということでもって皆減するものでございます。

○1番（木村輔宏君） わかるのですけれども、それはどんな努力をしてだめだったのか。例えば新町長になって、ことし150周年という中でたらこ焼きそばをやってみようとか、それから地酒の米をつくってブランド化していきましょうという、これも一つの観光の目玉として頑張ろうとしているわけですよ。それから、我々よく漁協さんに行くと、えびラーメン、結構あれおいしいのです。そういうものをブランド化していくというよりも、そういうものを何とかしていこうとするのであれば、せつかく新しく町長になった方が何とかしようとする時点で、こういうものを立ち上げるというものがよかったのに、何でこういうものをやろうとする意思の人がいなかったのかという、その辺が疑問で聞いているのですけれども、これからまたことしもそういうものをやろうとしても、こういうものを立ち上げることができないのかどうなのかという意味で聞いているのです。

○産業課長（宮田誠市君） 今おっしゃる新・ご当地グルメにかわるようなものだとか、そういうものだけで今着目しますと、今回30年度予算の執行方針も示したとおり、町としてはつくるをテーマとしたたらこを使用した新・ご当地グルメの開発なども考えるというようなことでもって、そちらのほうでもって新たな取り組みをしていきたいと町としては考えております。

○町長（貞村英之君） 木村議員のご質問なのですが、私産業振興協議会という経緯わからないのですが、どうしてここがだめになったのかわからないのですが、今150年やろうとしているときに、事業主体が役所でできるものって多分少ないと思うのです。それであれば、この協議会があるのだ

ったら、この基盤を大きくしてやれば良いと思うのですが、何か趣旨がちょっとだめだったのか、合わなかったのか、できなかったものですから、新たにその事業主体なるものを考える際には必要になってくると思うので、目的、趣旨をもう少し再検討して、賛同を得ながら、こういう組織立ち上げて、補助金の受け皿になると思うので、そういうふうに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第8号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第9号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議案第9号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第9号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,292万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億2,828万6,000円とするものでございます。

歳出のほうからご説明申し上げますので、議案42ページ、43ページをお開きください。1款1項総務管理費でありますが、既定の予算に1,781万5,000円を追加し、予算額2億2,727万8,000円とするものでございます。こちらは、健康診断委託料の減額のほか、広域連合負担金の決算を見込んでの増額補正となります。

4款予備費でありますが、既定の予算から489万5,000円を減額し、2万円とするもので、財源

調整としての減額でございます。

続いて、歳入のほうに移ります。38ページをお開きください。1款1項国民健康保険税でございますが、既定の予算から536万8,000円を減額し、7,650万5,000円とするもので、1月末の収入状況から決算を見込んでの減額補正でございます。

続きまして、4款1項他会計繰入金でございますが、既定の予算に1,873万3,000円を増額し、予算額を8,302万9,000円とするものでございます。こちらは、国及び道の負担金等の額の確定による減額と、一般会計の説明でもありましたとおり、これまで赤字分の財政支援をいただいていたものを借り入れという形とした追加補正でございます。

次のページ行きまして、6款3項雑入でございますが、44万5,000円を減額し、4,616万5,000円とするものでございます。こちらは歳出でも説明いたしました健診委託料の減額に伴うものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 町長、広域連合には古平町役場から3カ年の約束で1名出向させていますね。先ほど一般会計で来年度、新年度は2名分ということなのですけれども、大体期間、広域連合のほうのルールみたいなのがあるみたいで、どれくらいを予定しているのかということと、それから古平町役場の課の再編ありますけれども、人員体制としてそれを見込んで採用なりやっていると、思っているのですけれども、29年度から30年度にかかわるに当たって体制はどのようになるのですか。

○町長（貞村英之君） 広域連合の人員の関係でございますが、ルールみたいなのがありまして、人口規模にということなので、うちのほうが次の京極町よりも多かったものですから、うちが2名ということになります。ただ、給与については広域連合のほうで持ちますので、そちらのほうは影響ないということでございますが、定数がありますので、その定数を送ってということがちょっと懸念しているところでございます。ただ、財源的には何も問題ないので、今定数ほぼイコールになっておりますので、そこら辺も考えて、行政の執行には支障を来さないように考えてございますので、新規採用もございまして、そこら辺で定数は管理していきたいと思っておりますので、大丈夫と言わせていただきたいと思います。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 国保のほうは、道のほうに平成30年度から統一されていくということなので、後志の広域は体制としては縮小の傾向で見れるのではないかと思いますけれども、そういう議論が具体的に何年度をめどに体制を見直すとかという状況はどうなっているのでしょうか。

○町長（貞村英之君） おっしゃるとおり、今北海道に移りまして、二重天井みたい形になっている状態でございますが、それを縮小するとかそういう話はまだ出ていなくて、この体制をとりあえず1年間、今の体制でやっという話しか出ておりません。ただ、今後体制見て、仕事の量とかそういうのを考えていきますと、多分恐らく事務量は減ってくるものと思われまますので、そういう段階になったら広域連合のほうで提案、誰が提案するかわかりませんが、首長同士で話し合う

なり、広域連合の議会で話し合うなりしてやっていくものだと思っておりますが、今のところ今のこの状態で1年間続けていこうということになっております。

以上です。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分
再開 午後 2時23分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号 平成29年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、議案第10号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第10号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5,878万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうからご説明いたします。48ページをお開きください。3款1項一般会計繰入金で既定の予算2,888万円から77万4,000円を減額し、2,810万6,000円とするものでございます。こちらは、広域連合共通経費の決算見込みと基盤安定負担金の額の確定による減額でございます。

5款5項雑入、既定の予算から1,000円を減額し、16万1,000円とするもので、財源調整によるものでございます。

続きまして、歳出のほうですが、50ページに移ります。歳出、2款1項後期高齢者医療広域連合

納付金でございますが、既定の予算から77万5,000円を減額し、予算額を5,233万5,000円とするものでございます。こちらは、歳入で繰入金の減額をしておりますとおりの、決算を見込んでの納付金の減額補正となっております。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第10号 平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、議案第11号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第11号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ654万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,904万円とするものでございます。

補正の款項、金額などに関しましては、第1表を54ページ、55ページに記載しております。

それと、地方債の補正につきましては、第2表を57ページに記載しております。

それでは、歳出からご説明しますので、60ページ、61ページをお開きください。1、1、1、一般管理費、補正額としまして134万9,000円の増額でございます。これにつきましては、消費税及び地方消費税納付金ということで増額でございますが、主な要因としましては当初予算確定後中間納付というものがございまして、それが通常1回、今までは1回の申告額に対する50%の納付だったので、申告額が500万円を超えたことで、中間納付が3回払いとなりました。そういったことで、3回払いは申告額の75%を支払うということで、25%分が不足してしまったのが増額の要因でございます。

引き続きまして、2、2、1、施設整備費、補正額としましては868万5,000円の減でございます。

需用費30万円、委託料112万8,000円、それと工事請負費で725万7,000円の減ということでございますが、これに関しましては決算見込みによる執行残の減額でございます。

5、1、1、予備費78万9,000円の増額でございます。

引き続きまして、歳入を説明しますので、58ページ、59ページをお開きください。2、1、1、使用料、補正額としましては280万9,000円の減額でございます。現年分の水道使用料でございますが、決算見込みを算出した結果、減収が明らかとなったため減額するものでございます。

3、1、1、施設費補助金268万2,000円の減額でございます。水道施設等耐震化事業補助金ということで、これは配水管更新工事の財源ですが、事業費が確定したことによる減額でございます。

5、2、1、簡易水道財政調整基金繰入金、補正額494万4,000円の増額でございます。これにつきましては、歳入不足を補う増額でございます。

8、1、1、簡易水道事業債、補正額としまして600万円の減額でございます。これは、事業費が確定したことによります減額でございます。

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 過疎化に伴って加入者の件数が減っていますけれども、財源不足を補うのに基金から繰り入れが増額されておりますけれども、基金の状況なのですけれども、かつて公営企業会計から簡水関係にするとときに基金の残高説明があつて、起債の返済計画を練り直すときに、その基金の減り方のシミュレーションを以前出してもらったことがありますけれども、そのシミュレーションどおりに大体動いているのか、それとも予想を超えて基金からの繰り入れがふえつつあるのか、実態はどのようになっていますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 当時のシミュレーションの資料は今持ち合わせておりませんので、お答えすることはできませんが、本年度も含めて今後の事業も含めてシミュレーションは行っております。今29年度決算は終えておりませんが、29年度末の基金の残高としましては8,000万程度残る予定となっております。今後30年度で、これは正確な数字ではございませんが、7,000万円台、それと31年度には6,000万円台まで落ち込みます。32年度には5,200万程度まで落ち込む予定となっております。その後、起債の償還額が減ったりしまして、33年度からまた6,300万、7,900万とか、そういった形で基金がふえていく予定となっております。その基金を利用して、今後はまだ計画まで至っておりませんが、送水ポンプ、歌棄とか西部地区のほうにポンプ場あるわけなのですが、その辺の設備、電気ですね、その部分の更新をしていかなければならない状況に陥っていくと思われまますので、それを利用しながら、基金を利用しながら事業を実施していきたいというふうには今のところは考えております。なので、ここ数年の間に基金が枯渇するとか、そういったことは今のところ想定しておりません。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第11号 平成29年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号ないし日程第18 議案第14号

○議長(逢見輝統君) 日程第16、議案第12号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第18、議案第14号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案については関連する議案でありますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま一括で上程されました議案第12号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第13号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第14号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の3議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案につきましては、議会議員の報酬が63ページから64ページ、特別職の給与が65ページから66ページ、教育長が67ページから68ページとなっております。

本件は、議会議員、町長、副町長、教育長の平成30年6月期以降の期末手当の支給割合を6月分は100分の207.5から100分の212.5に、12月分は100分の222.5から100分の227.5に改正し、年間支給割合を100分の430から100分の440に引き上げる支給割合の改正、平成30年6月期以降の役職加算の割合を100分の7.5から100分の10に引き上げる改正の2点でございます。

施行期日については、平成30年4月1日でございます。

なお、改正内容につきましては、特別職報酬審議会へ諮問し、答申を得ております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時38分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第12号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

議案第12号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

議案第13号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号

○議長(逢見輝統君) 日程第19、議案第15号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第15号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案70ページ目をお開きください。本件は、特別職で非常勤の職員に平成30年度に策定予定の中心市街地活性化基本計画に必要な中心市街地活性化法第15条に規定する中心市街地活性化協議会会長、日額6,000円及び委員、日額5,000円の報酬、平成30年度に策定予定の立地適正化計画に必要な都市再生特別措置法第46条の2に規定する都市再生協議会会長、日額6,000円及び委員、日額5,000円の報酬、平成30年度に策定予定の地域公共交通網形成計画に必要な地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する地域公共交通活性化協議会委員、日額5,000円の報酬を定めるものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） それぞれの新しい協議会、審議会がつくられるようなのですけれども、構成は何名くらいで考えているのかということと、どのような人選といたしますか、考えているのか。町内で考えているのか、それとももっと専門的な方も含めたものを考えているのか、具体的に構想があるのであれば説明してください。

○総務課長（松尾貴光君） 私のほうから所管します中心市街地活性化協議会のほうと都市再生協議会のほうの説明をさせていただければと思います。

両協議会とも法律でいろいろ要件が定まっております。まちづくり会社を入れなさいですとか、商工会を入れなさいですとか、地域の事業者を入れなさいだとかという法的な要件があります。それに応じた形で今年度中にどういった方をお願いすればいいのかというのは整理していこうというふうに考えております。

○企画課長（細川正善君） 私のほうから地域公共交通活性化協議会のほうについてお答えいたします。

こちらの協議会は、15名程度で考えております。構成員につきましては、公共交通に関係する機関、例えば中央バスだとか、あとコミュニティバスを運行しております委託会社、さらには国道にも関係しますので、国道の道路管理者、道道の道路管理者など、関係機関を含めまして15名程度で考えております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第16号

○議長(逢見輝統君) 日程第20、議案第16号 古平町課設置条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま上程されました議案第16号 古平町課設置条例等の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案72ページ目をお開きください。本件は、職員間の横のつながりを強化し、協力体制を充実させることで事務の共同化を図り、効率的な事務執行体制を推進するため、現行7課を5課に統廃合し、一部事務分掌の移行を行うものでございます。

改正内容につきましては、第1条改正において、総務課に企画課の事務分掌及び財政課の事務分掌のうち予算その他財政に関する事項を統合する。

民生課を町民課に改め、保健福祉課の事務分掌のうち障害者福祉に関する事項、財政課の事務分掌のうち町税等の賦課及び徴収に関する事項を統合し、男女共同参画の推進に関する事項及び環境保全に関する事項を追加する改正となっております。

第2条改正においては、古平町総合計画審議会の庶務を企画課から総務課に変更する改正。

第3条改正においては、国民健康保険審議会の庶務を民生課から町民課に変更する改正でございます。

施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 機構改革の案が以前協議会で説明がありましたけれども、それを見て質問します。

2つの課を廃止して、総務課に廃止された課の内容を移行する、含むという内容なのですが、現在の総務課、企画課、財政課で総務課に編入していく人の動きですけれども、現在何名がこの3つの課に属していたかということと、新たに総務課にまとめられて、体制として、町長の考えで動くと思うのですけれども、現在の人員で総務課に移行する人数、総計でどのように変化するか説明してください。

○議長(逢見輝統君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○総務課長（松尾貴光君） 現状総務課が7名、企画課が5名、財政課が6名という体制になっております。総務と企画が合体しまして、財政課の財政所管している2名、13名という単位になると思います。

○3番（真貝政昭君） 2つ課が減ることによって、それぞれの課に今までよりも課長の統括能力というか、心身ともにどの程度過重負担になっていくかという点から見ているのですけれども、産業振興課、保健福祉課、民生課、それぞれ若干ふえますけれども、今まで3人の課長で対応していたところが1人で対応する総務課というのは、過重負担という点で心配しているのです。その点の、町民側から見ての話です。課長といえども労働者ですので、昨今の健康問題について非常に懸念される自治体労働者の状況ということから関すると心配して当然だと思うのですけれども、その点全く心配ないのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 課の異動に伴う、人事に絡みますので、今すんなりこれをこうだと言える状況ではないのですが、7名から13名になって、それを1人でやらせようということは今のところ考えておりませんので、何らかの方策をとろうと思っておりますので、それはまた何週間かしたら見えると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第16号 古平町課設置条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第17号

○議長（逢見輝統君） 日程第21、議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第17号 一般職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、さきに議決されました古平町課設置条例の一部改正とあわせ、職員間の横のつながりを強化し、協力体制を充実させることで事務の共同化を図り、効率的な事務執行体制を推進するため、職名に主査を追加する改正でございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第18号

○議長（逢見輝統君） 日程第22、議案第18号 古平町土地開発基金条例を廃止する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第18号 古平町土地開発基金条例を廃止する条例案につきまして提案理由のご説明をいたします。

ページめくって78ページをお開きください。この基金条例、括弧書きにありますように昭和49年に設置された基金条例でございます。今現在基金の活用につきましては、最後の活用が土地開発基金からお金を一般会計に借り入れしまして、保育所用地を購入した平成16年の借り入れ、それに対して一般会計が基金に償還をしているという形になってございます。現在保育所用地の前にも平成14年に元気プラザとふれあいセンターさわえの部分の用地の経費について、この土地開発基金から一般会計が借り受けをして用地を取得しまして、一般会計がそれを年度に分けて返してございます。その2つが土地開発基金から一般会計に借り入れをして、借り入れと貸し付け、ちょっとごっちゃになりますけれども、活用している部分でございます。

これを今回廃止するご提案をしたのは、平成16年以来13年余り活用がございません。今現在土地の価格も下落しておりますし、大規模の土地をこの開発基金を使って購入するという必要性も薄れ

てございます。実際用地を取得する場合には一般会計で購入をして、建物を建てるなら建てるという形で、それに対して起債もつくという形で処理できますので、要は土地開発基金の存在価値が薄れているというか、ないものになってございます。そこで、今回この廃止条例を提案するものでございます。

施行日としては、30年3月30日ということで、31日は土曜日に当たりますので、30日金曜日に貸付金を一般会計の予算で計上しましたようになり、貸し付けした分を一般会計からまず土地開発基金に戻すと。ざっくり2,000万円くらいです。そして、土地開発基金で今現金持っている6,000万円と合わせた部分をこの条例を廃止したので、8,000万円を土地開発基金から一般会計に繰り入れると。最後、この浮いた8,000万円をどうするかというと、庁舎の建設基金に積み立てをするという形で、これは一般会計の補正予算でご説明いたしまして、蛇足でございますが、今回この基金の廃止を提案したわけでございます。

以上、説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号 古平町土地開発基金条例を廃止する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第19号

○議長（逢見輝続君） 日程第23、議案第19号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第19号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、後期高齢者医療制度における住所地特例の取り扱いが変更となることから、条例を改正するものでございます。

国保及び後期の適用は、住所地で行うことを原則としていますが、施設等に入所している者が住所を移した場合、転出先の自治体が保険者となることから、その財政負担が過大となることがあります。これを防ぐため、一定の施設等への入所により、他の自治体から転入した者については、前住所地の自治体が保険者となる特例を設けています。これが住所地特例というものでございます。

住所地特例は、国保から国保、また後期から後期という同一制度内の移動については適用されておりましたが、75歳到達等によって国保から後期に加入する場合には適用されておりませんでした。これを後期加入時に国保の住所地特例が適用されている場合は、前の住所地の後期広域連合が保険者となるよう見直すものでございます。

改正内容としましては、説明資料の9ページをお開きください。改正条例の新旧対照表を載せてございます。第3条第1項に第3号を新たに追加するものでございます。また、附則において第2条を削っておりますが、こちらは後期高齢者制度が始まったときに必要とされた規定ですが、現在は不要な内容となっておりますので、削除するものでございます。

本改正条例の施行日は、平成30年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第19号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第20号

○議長（逢見輝統君） 日程第24、議案第20号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第20号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について提案の理由をご説明いたします。

本件は、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき後志広域連合規約を変更することについて関係町村と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更の内容につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律に基づき、平成30年4月1日から始まる国民健康保険事業の都道府県化による制度変更に伴い規約の一部を変更するものであります。

それでは、議案の81ページ、82ページ及び議案の説明資料の11ページをお開きください。説明は、

説明資料を用いて行います。説明資料の右側の変更前の欄をごらんください。今回は、規約第19条関係の別表の変更となります。別表中2、第4条の広域連合で処理する事務関係のうち(2)、国民健康保険事業に要する経費、これは①の保険給付に要する経費、②、管理に要する経費の2つが定められておりますが、変更箇所は①の保険給付に要する経費です。これが都道府県化に伴いまして、国民健康保険事業費納付金等に要する経費と変更になります。これは、医療機関に対して支払う保険給付費、これまでは後志広域連合が国からもらう国庫負担金や国庫補助金を差し引いて足りない部分を構成町村から分賦金として集め、国庫補助と合算して各医療機関にこれまでは支払っておりました。新たな制度では、後志広域連合が各医療機関に対して保険給付費を支払うことには変わりはありませんが、その財源を全額北海道から交付されます。その際、後志広域連合は一旦保険者である北海道に対して道補助金を差し引いた足りない分を各構成町村から分賦金として集め、それを国民健康保険事業納付金として支払い、道のほうから道補助金を合算した分を保険給付費として受け取るという仕組みになります。今回の規約の一部改正は、これらの制度変更に伴う文言修正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
議案第20号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 陳情第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第25、陳情第1号 「生活保護費の一方的減額に関する要望意見書」（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、陳情第1号 「生活保護費の一方的減額に関する要望意見書」（案）採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第26 陳情第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第26、陳情第2号 「カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。本案は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 「カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書」（案）採択を求める陳情書は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第27 陳情第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第27、陳情第3号 「過労死を本気でなくす労働法制の抜本改革を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第3号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第3号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 「過労死を本気でなくす労働法制の抜本改革を求める意見書」（案）採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時12分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎休会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

議事日程の都合により、あす8日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、明日8日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時13分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員